

平成 29 年 9 月 7 日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室
室長 井嶋 俊幸 (内線 7651)
室長補佐 芝田 正人 (内線 7660)
担当係 安全衛生第一係 (内線 7662、7663)
(代表電話) 03 (5253) 1111
(直通電話) 03 (3595) 3147

平成 28 年「労働安全衛生調査（実態調査）」の概況

目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	3 頁
【事業所調査】	
1 安全衛生教育に関する事項	3 頁
2 リスクアセスメントに関する事項	4 頁
3 メンタルヘルス対策に関する事項	5 頁
4 受動喫煙防止対策に関する事項	9 頁
5 長時間労働者に対する取組に関する事項	12 頁
6 高年齢労働者の労働災害防止対策に関する事項	14 頁
7 熱中症予防対策に関する事項	15 頁
8 有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項	16 頁
9 GHSラベル及び安全データシート（SDS）に関する事項	18 頁
【労働者調査】	
1 仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項	20 頁
2 喫煙に関する事項	23 頁
3 有害業務への従事の有無及び特殊健康診断の受診状況に関する事項	27 頁
付属統計表	28 頁
主な用語の説明	36 頁

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的とするものである。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による「農業，林業」（林業に限る。）、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」

(3) 事業所

事業所母集団データベース（平成26年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者10人以上を雇用する民営事業所のうちから無作為に抽出した約14,000事業所

(4) 労働者

上記(3)の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者のうちから無作為に抽出した約18,000人

3 調査の対象期間

原則として平成28年10月31日現在とした。ただし、一部の事項については平成28年7月1日を含む1か月間、過去1年間（平成27年11月1日～平成28年10月31日）又は過去3年間（平成25年11月1日～平成28年10月31日）を対象とした。

4 調査事項

(1) 事業所調査

企業及び事業所に関する事項、安全衛生管理体制に関する事項、安全衛生教育に関する事項、危険性・有害性の低減に向けた措置（リスクアセスメント）に関する事項、メンタルヘルス対策に関する事項、受動喫煙防止対策に関する事項、長時間労働者に対する取組に関する事項、高年齢労働者の労働災害防止対策に関する事項、熱中症予防対策に関する事項、有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項、GHSラベル及び安全データシート（SDS）に関する事項

(2) 労働者調査

労働者の属性に関する事項、仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項、喫煙に関する事項、有害業務への従事の有無及び特殊健康診断の受診状況に関する事項

5 調査の方法

(1) 事業所調査

厚生労働省が直接、調査票を調査客体事業所へ郵送し、調査客体事業所において担当者等が記入した後、厚生労働省へ返送

(2) 労働者調査

厚生労働省が直接、調査票を労働者調査の客体となった事業所へ郵送し、当該事業所の担当者等が抽出要領に基づき、客体労働者を抽出して調査票を配布し、調査客体労働者が自ら調査票を記入し、封緘した後に、事業所の担当者等がまとめて厚生労働省へ返送

6 調査の機関

厚生労働省一報告者

7 有効回答率

事業所調査	:	調査客体数13,884	有効回答数	9,564	有効回答率	68.9%
労働者調査	:	調査客体数18,025	有効回答数	10,109	有効回答率	56.1%

8 調査結果利用上の注意

(1) 表章記号について

- ① 「0.0」は、該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たない場合を示す。
- ② 「-」は、該当する数値がない場合を示す。
- ③ 「…」は、上記以外で数値がない場合、又は、数値を表章することが適当でない場合を示す。
- ④ 「*」印のある数値は、調査客体数が少ないため利用上注意を要する場合を示す。

(2) 構成比は四捨五入しているため、その合計が100.0%にならない場合がある。

(3) 「事業所規模」は、調査客体事業所において雇用する常用労働者と同事業所において受け入れている派遣労働者の合計人数により区分している。

(4) 「平成25年調査」とは、「平成25年労働安全衛生調査（実態調査）」のことである。
「平成27年調査」とは、「平成27年労働安全衛生調査（実態調査）」のことである。

結果の概要

【事業所調査】

1 安全衛生教育に関する事項

雇入れ時教育について、正社員の対象者がいる事業所の割合は78.8%であり、このうち実施している事業所の割合は68.4%[平成27年調査66.1%]となっている。正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)の対象者がいる事業所の割合は64.6%であり、このうち実施している事業所の割合は61.3%[同55.8%]となっている。派遣労働者に対する雇入れ又は受入れ時教育の対象者がいる事業所の割合は11.9%であり、このうち実施している事業所の割合は60.0%[同60.2%]となっている。(第1表)

第1表 雇入れ時教育等実施の有無別事業所割合

		(単位:%)					
区 分	事業所計	正社員					
		雇入れ時教育					
		対象者がいる ¹⁾		実施している	実施していない	対象者がいない	不明
平成28年	100.0	78.8	(100.0)	(68.4)	(31.6)	4.1	17.1
(事業所規模)							
1,000人以上	100.0	95.8	(100.0)	(93.5)	(6.5)	-	4.2
500～999人	100.0	94.1	(100.0)	(89.7)	(10.3)	0.0	5.9
300～499人	100.0	92.4	(100.0)	(86.7)	(13.3)	0.0	7.5
100～299人	100.0	92.8	(100.0)	(84.7)	(15.3)	0.0	7.1
50～99人	100.0	85.8	(100.0)	(81.8)	(18.2)	0.4	13.8
30～49人	100.0	86.1	(100.0)	(68.4)	(31.6)	0.6	13.3
10～29人	100.0	75.2	(100.0)	(64.7)	(35.3)	5.7	19.1
平成27年	100.0	79.1	(100.0)	(66.1)	(33.9)	2.9	18.0
		(単位:%)					
区 分	事業所計	正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)					
		雇入れ時教育					
		対象者がいる ¹⁾		実施している	実施していない	対象者がいない	不明
平成28年	100.0	64.6	(100.0)	(61.3)	(38.7)	14.4	21.0
(事業所規模)							
1,000人以上	100.0	87.3	(100.0)	(84.9)	(15.1)	4.1	8.7
500～999人	100.0	85.0	(100.0)	(81.6)	(18.4)	4.3	10.6
300～499人	100.0	90.6	(100.0)	(82.0)	(18.0)	2.8	6.7
100～299人	100.0	83.6	(100.0)	(79.8)	(20.2)	5.7	10.7
50～99人	100.0	76.7	(100.0)	(71.3)	(28.7)	5.9	17.3
30～49人	100.0	71.5	(100.0)	(64.1)	(35.9)	10.8	17.7
10～29人	100.0	59.9	(100.0)	(56.8)	(43.2)	17.0	23.1
平成27年	100.0	62.4	(100.0)	(55.8)	(44.2)	15.7	21.8
		(単位:%)					
区 分	事業所計	派遣労働者					
		雇入れ又は受入れ時教育					
		対象者がいる ¹⁾		実施している	実施していない	対象者がいない	不明
平成28年	100.0	11.9	(100.0)	(60.0)	(40.0)	84.8	3.3
(事業所規模)							
1,000人以上	100.0	74.6	(100.0)	(73.9)	(26.1)	18.4	7.0
500～999人	100.0	66.4	(100.0)	(71.4)	(28.6)	25.7	7.9
300～499人	100.0	62.3	(100.0)	(68.7)	(31.3)	32.9	4.8
100～299人	100.0	45.5	(100.0)	(71.7)	(28.3)	49.0	5.5
50～99人	100.0	26.0	(100.0)	(68.4)	(31.6)	66.9	7.1
30～49人	100.0	16.8	(100.0)	(53.8)	(46.2)	79.7	3.5
10～29人	100.0	5.9	(100.0)	(50.9)	(49.1)	91.6	2.5
平成27年	100.0	12.3	(100.0)	(60.2)	(39.8)	84.0	3.7

注:1)「対象者がいる」の事業所割合は「事業所計」から「対象者がいない」及び「不明」を除いた割合である。

2 リスクアセスメントに関する事項

リスクアセスメントを実施している事業所の割合は46.5%[平成27年調査47.5%]となっている。

実施内容(複数回答)をみると、「作業に用いる機械の危険性に関する事項」が63.2%と最も多く、次いで「交通事故に関する事項」が56.5%となっている。(第2表、付表1)

第2表 リスクアセスメントの実施の有無及び実施内容別事業所割合

(単位:%)

区分	事業所計	実施内容(複数回答)										リスクアセスメントを実施していない	不明
		リスクアセスメントを実施している	作業に用いる機械の危険性に関する事項	作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項	腰痛のおそれのある作業に関する事項	熱中症予防に着目した暑い場所での作業に関する事項	高所からの墜落・転落に関する事項	交通事故に関する事項	左記以外の事項	不明			
平成28年 (事業所規模)	100.0	46.5	(100.0)	(63.2)	(31.3)	(43.9)	(52.5)	(34.3)	(56.5)	(15.8)	(0.1)	51.2	2.3
1,000人以上	100.0	74.4	(100.0)	(67.9)	(75.2)	(58.2)	(48.7)	(50.4)	(41.0)	(20.0)	(0.4)	25.2	0.4
500～999人	100.0	72.6	(100.0)	(68.7)	(62.8)	(49.9)	(47.4)	(44.2)	(38.5)	(30.5)	(0.2)	27.2	0.2
300～499人	100.0	71.6	(100.0)	(71.0)	(52.6)	(64.6)	(45.8)	(40.7)	(39.7)	(19.2)	(-)	27.8	0.7
100～299人	100.0	67.6	(100.0)	(63.6)	(41.8)	(55.4)	(49.9)	(39.5)	(49.6)	(21.6)	(0.4)	31.4	1.0
50～99人	100.0	61.9	(100.0)	(66.5)	(33.3)	(51.0)	(45.1)	(34.6)	(48.8)	(15.7)	(-)	36.8	1.2
30～49人	100.0	50.3	(100.0)	(62.2)	(31.5)	(48.8)	(55.3)	(35.8)	(58.3)	(14.9)	(0.1)	46.5	3.2
10～29人	100.0	41.9	(100.0)	(62.5)	(28.9)	(39.7)	(53.8)	(33.1)	(58.8)	(15.2)	(0.2)	55.8	2.4
平成27年	100.0	47.5	(100.0)	(59.6)	(27.5)	(39.2)	(49.2)	(37.1)	(55.8)	(18.4)	(0.4)	51.2	1.4

また、リスクアセスメントを実施している事業所のうち、リスクアセスメントの結果を活用した事業所の割合は86.1%となっている。

活用内容(複数回答)をみると、「労働者への教育研修・情報提供」が74.9%と最も多く、次いで「作業又は作業環境の改善」が64.1%となっている。(第3表、付表2)

第3表 リスクアセスメントの結果の活用の有無及び活用内容別事業所割合

(単位:%)

区分	リスクアセスメントを実施している事業所計 ¹⁾	活用内容(複数回答)							特に活用していない	不明		
		活用した	安全衛生委員会等での調査審議	作業又は作業環境の改善	リスクアセスメントの結果に基づき労働環境の改善等をどのように実施するかを定めた計画の策定と実施	管理監督者への教育研修・情報提供	労働者への教育研修・情報提供	その他				
平成28年 (事業所規模)	[46.5]	100.0	86.1	(100.0)	(31.6)	(64.1)	(19.6)	(30.4)	(74.9)	(3.8)	8.9	5.0
1,000人以上	[74.4]	100.0	96.5	(100.0)	(71.9)	(85.4)	(50.7)	(46.8)	(71.0)	(5.9)	2.7	0.7
500～999人	[72.6]	100.0	95.3	(100.0)	(69.6)	(75.3)	(43.0)	(53.0)	(78.3)	(5.6)	2.9	1.8
300～499人	[71.6]	100.0	98.6	(100.0)	(69.7)	(78.9)	(36.8)	(49.3)	(73.2)	(3.2)	0.3	1.1
100～299人	[67.6]	100.0	96.6	(100.0)	(65.3)	(68.4)	(33.4)	(34.6)	(72.5)	(4.8)	1.6	1.8
50～99人	[61.9]	100.0	91.9	(100.0)	(58.7)	(69.5)	(26.2)	(32.4)	(73.7)	(3.3)	5.2	2.8
30～49人	[50.3]	100.0	86.4	(100.0)	(29.9)	(66.5)	(19.5)	(29.0)	(75.8)	(5.2)	8.1	5.5
10～29人	[41.9]	100.0	83.4	(100.0)	(20.7)	(61.3)	(15.8)	(29.1)	(75.2)	(3.4)	10.8	5.8

注:1) []は、全事業所のうち「リスクアセスメントを実施している事業所」の割合である。

リスクアセスメントを実施していない事業所について、実施していない理由（複数回答）をみると、「危険な機械や有害な化学物質等を使用していないため」が57.3%と最も多く、次いで「十分な知識を持った人材がいないため」が26.2%となっている（第4表、付表3）。

第4表 リスクアセスメントを実施していない理由別事業所割合

（単位：%）

区 分	実施していない理由（複数回答）								
	リスクアセスメントを実施していない事業所計 1)	十分な知識を持った人材がいないため	実施方法が判らないため	労働災害が発生していないため	法令を守っていれば十分なため	危険な機械や有害な化学物質等を使用していないため	その他	不明	
平成28年	[51.2]	100.0	26.2	21.6	17.0	11.5	57.3	12.6	4.4
（事業所規模）									
1,000人以上	[25.2]	100.0	6.6	2.8	3.4	2.3	82.1	15.8	1.0
500～999人	[27.2]	100.0	14.4	7.3	4.2	4.9	68.3	18.2	2.3
300～499人	[27.8]	100.0	10.3	5.6	3.4	10.2	71.3	10.9	2.7
100～299人	[31.4]	100.0	21.3	14.0	12.6	6.6	61.4	12.2	4.8
50～99人	[36.8]	100.0	21.2	17.3	10.6	13.1	65.7	8.2	3.3
30～49人	[46.5]	100.0	27.7	21.3	16.8	11.7	57.1	11.3	4.8
10～29人	[55.8]	100.0	26.7	22.4	17.9	11.6	56.4	13.2	4.4
平成27年	[51.2]	100.0	22.3	17.2	18.5	11.3	60.9	11.4	4.6

注：1) []は、全事業所のうち「リスクアセスメントを実施していない事業所」の割合である。

3 メンタルヘルス対策に関する事項

(1) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者の状況

過去1年間（平成27年11月1日から平成28年10月31日までの期間。以下同じ。）にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者（受け入れている派遣労働者を除く。以下、本項では同じ。）の割合は0.4%〔平成27年調査0.4%〕、退職した労働者の割合は0.2%〔同0.2%〕となっている。

産業別にみると、連続1か月以上休業した労働者は「情報通信業」が1.2%と最も高く、退職した労働者は「医療、福祉」が0.4%と最も高くなっている。（第5表）

第5表 過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者割合

（単位：%）

区 分	連続1か月以上休業した労働者	退職した労働者
平成28年	0.4	0.2
（事業所規模）		
1,000人以上	0.7	0.1
500～999人	0.6	0.1
300～499人	0.6	0.2
100～299人	0.4	0.1
50～99人	0.4	0.2
30～49人	0.2	0.1
10～29人	0.2	0.3
（産業）		
農業、林業（林業に限る。）	0.2	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	0.2	0.2
建設業	0.3	0.1
製造業	0.4	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	0.1
情報通信業	1.2	0.3
運輸業、郵便業	0.3	0.1
卸売業、小売業	0.3	0.1
金融業、保険業	1.0	0.3
不動産業、物品賃貸業	0.4	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	0.5	0.2
宿泊業、飲食サービス業	0.0	0.3
生活関連サービス業、娯楽業	0.1	0.2
教育、学習支援業	0.3	0.2
医療、福祉	0.3	0.4
複合サービス事業	0.6	0.1
サービス業（他に分類されないもの）	0.3	0.2
平成27年	0.4	0.2

注：受け入れている派遣労働者を除いた割合である。

(2) メンタルヘルス対策への取組状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は 56.6%[平成 27 年調査 59.7%]となっている。

取組内容(複数回答)をみると、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)」が 62.3%[同 22.4%]と最も多く、次いで「メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供」が 38.2%[同 42.0%]、「メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備」が 35.5%[同 44.4%]となっている。(第 6 表、第 1 図、第 2 図、付表 4)

第 6 表 メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

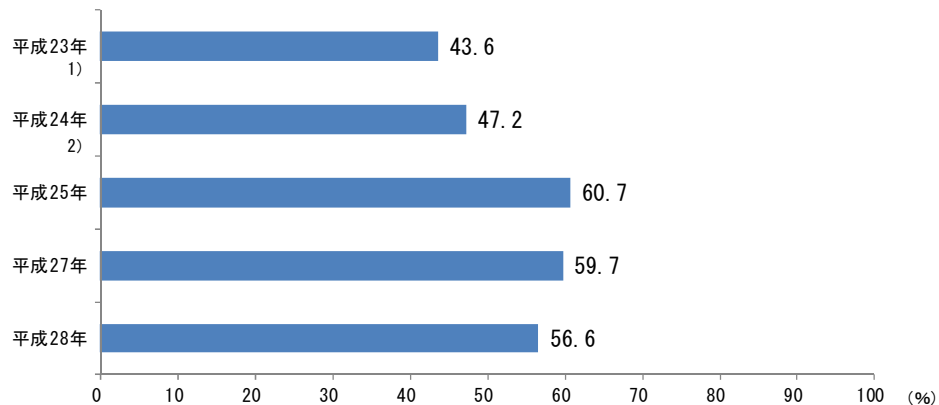
区分	事業所計	メンタルヘルス対策に取り組んでいる	メンタルヘルス対策に取り組んでいない	不明
平成28年 (事業所規模)	100.0	56.6	41.5	2.0
1,000人以上	100.0	100.0	-	-
500～999人	100.0	99.8	0.2	-
300～499人	100.0	99.2	0.3	0.4
100～299人	100.0	96.1	3.1	0.8
50～99人	100.0	85.2	14.7	0.2
30～49人	100.0	62.5	35.3	2.2
10～29人	100.0	48.3	49.4	2.3
平成27年	100.0	59.7	39.7	0.6

(単位:%)

区分	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所計 ¹⁾	取組内容(複数回答)																
		メンタルヘルス対策について、安全衛生委員会等での調査審議	メンタルヘルス対策の計画の策定と実施	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者	メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する事業所内での教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する事業所内の職場環境等の評価及び改善(ストレスの分析を含む)	職場環境等の評価及び改善(ストレスの分析を含む)	健康診断後の保健指導におけるメンタルヘルス対策の実施	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)	職場復帰における支援(職場復帰支援プログラム)の策定を含む	メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備	地域産業保健センター(地域窓口)を活用したメンタルヘルス対策の実施	産業保健総合支援センターを活用したメンタルヘルス対策の実施	医療機関を活用したメンタルヘルス対策の実施	他の外部機関を活用したメンタルヘルス対策の実施	その他
平成28年 (事業所規模)	[56.6]	100.0	26.9	16.3	25.8	38.2	29.2	11.6	26.6	31.2	62.3	17.9	35.5	4.0	2.8	12.3	15.1	7.5
1,000人以上	[100.0]	100.0	77.3	61.7	66.4	81.7	77.0	64.9	66.1	55.2	95.7	78.2	85.1	5.2	7.6	30.8	40.2	5.2
500～999人	[99.8]	100.0	68.1	42.9	60.7	68.1	63.7	44.0	56.7	41.3	93.4	56.4	72.0	3.5	7.0	19.7	30.1	2.7
300～499人	[99.2]	100.0	67.0	35.3	57.2	63.0	59.9	39.9	58.7	45.4	96.5	51.1	65.4	3.0	4.8	18.9	23.7	1.1
100～299人	[96.1]	100.0	55.6	24.6	48.0	47.7	41.1	20.9	46.0	30.8	91.0	30.1	45.5	3.1	3.5	16.1	18.5	1.3
50～99人	[85.2]	100.0	49.1	22.0	39.8	42.0	31.9	16.4	37.0	34.8	83.9	18.3	39.3	2.1	3.7	17.3	16.0	2.6
30～49人	[62.5]	100.0	22.6	11.6	22.5	37.8	27.5	10.6	22.7	31.5	52.8	15.2	31.1	5.4	1.1	11.8	16.7	7.0
10～29人	[48.3]	100.0	17.5	14.2	19.4	35.1	26.2	8.3	21.4	29.8	54.8	15.4	33.2	4.1	2.8	10.4	13.6	9.8
平成27年	[59.7]	100.0	22.2	13.6	21.0	42.0	38.6	9.4	14.6	28.4	22.4	17.9	44.4	3.8	2.1	8.0	15.1	6.0

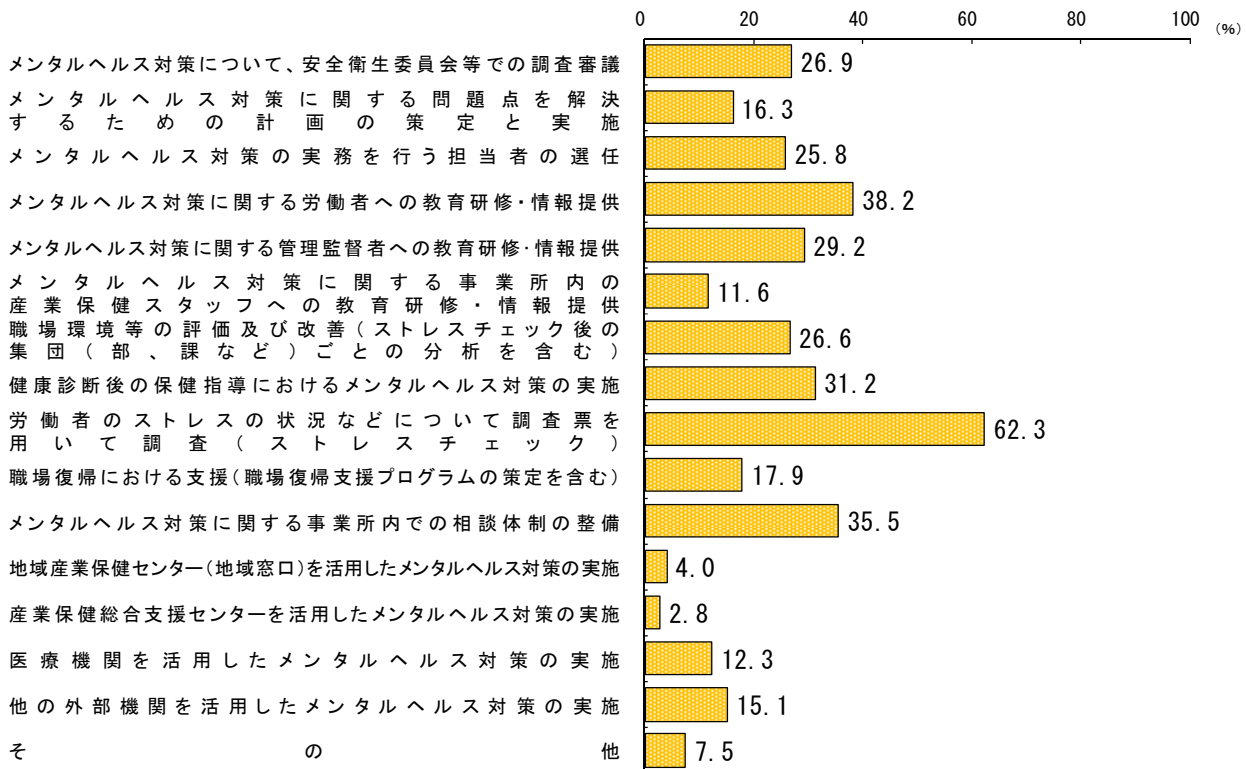
注:1) []は、全事業所のうち「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」の割合である。

第 1 図 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所割合の推移
(事業所計=100%)



注:1)平成 23 年は労働災害防止対策等重点調査の結果による。
2)平成 24 年は労働者健康状況調査の結果による。

第2図 メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)(平成28年)
(メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所=100%)



(3) ストレスチェックの実施状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所のうち、労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所の割合は62.3%[平成27年調査22.4%]となっている。

実施時期(複数回答)をみると、「定期健康診断の機会に実施した」が26.1%、「定期健康診断以外の機会に実施した」が74.1%となっている。

実施しているストレスチェックの種類をみると、「労働安全衛生法(平成27年12月1日施行)に基づくストレスチェック」が79.3%、「労働安全衛生法(平成27年12月1日施行)によらず実施した事業所独自のストレスチェック」が6.4%となっている。(第7表、第3図)

第7表 労働者のストレスチェックの実施時期及びストレスチェックの種類別事業所割合

(単位:%)

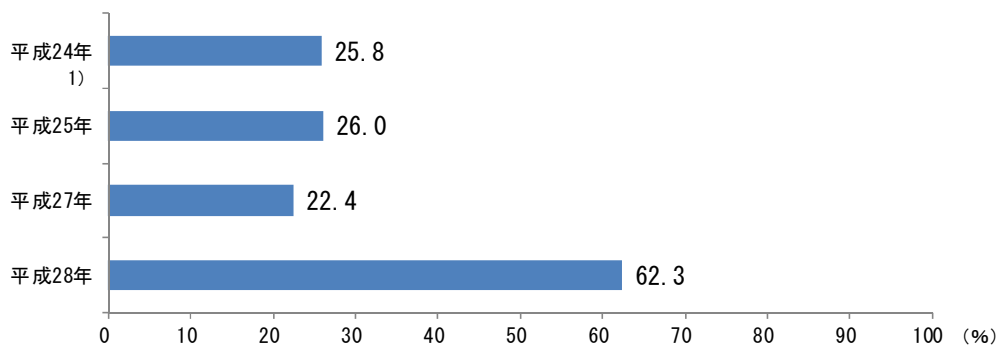
区分	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所計 ¹⁾	実施時期(複数回答)					ストレスチェックの種類									
		実施時期(複数回答)			実施時期(複数回答)		実施時期(複数回答)			実施時期(複数回答)			実施時期(複数回答)			
		定期健康診断の機会に実施した	定期健康診断以外の機会に実施した	不明	労働安全衛生法(平成27年12月1日施行)に基づくストレスチェック	定期健康診断の機会に実施した	定期健康診断以外の機会に実施した	不明	労働安全衛生法(平成27年12月1日施行)によらず実施した事業所独自のストレスチェック	定期健康診断の機会に実施した	定期健康診断以外の機会に実施した	不明	不明			
平成28年	[62.3]	100.0	26.1	74.1	1.1	79.3	(100.0)	(19.3)	(80.7)	(0.7)	6.4	(100.0)	(16.5)	(85.3)	(1.0)	14.3
(事業所規模)																
1,000人以上	[95.7]	100.0	19.0	85.1	-	95.6	(100.0)	(18.6)	(85.2)	(-)	3.0	(100.0)	(24.9)	(85.2)	(-)	1.4
500 ~ 999人	[93.4]	100.0	23.8	78.6	0.7	93.6	(100.0)	(23.7)	(78.9)	(0.7)	4.3	(100.0)	(11.4)	(88.6)	(-)	2.2
300 ~ 499人	[96.5]	100.0	17.6	82.5	0.7	97.4	(100.0)	(17.6)	(82.6)	(0.7)	1.6	(100.0) *	(6.1) *	(95.9) *	(-) *	1.0
100 ~ 299人	[91.0]	100.0	25.5	75.0	0.6	94.5	(100.0)	(24.2)	(76.3)	(0.6)	2.2	(100.0)	(36.5)	(63.5)	(-)	3.3
50 ~ 99人	[83.9]	100.0	25.4	74.9	0.5	90.6	(100.0)	(23.0)	(77.4)	(0.5)	3.5	(100.0)	(17.9)	(82.1)	(-)	5.9
30 ~ 49人	[52.8]	100.0	25.5	75.2	0.6	73.2	(100.0)	(22.3)	(77.8)	(0.9)	10.0	(100.0)	(6.0)	(98.1)	(-)	16.8
10 ~ 29人	[54.8]	100.0	27.0	72.8	1.5	72.4	(100.0)	(15.5)	(84.1)	(0.9)	7.7	(100.0)	(18.6)	(83.0)	(1.5)	19.9
平成27年 ²⁾	[22.4]	100.0	39.7	58.9	1.4	...	(...)	(...)	(...)	(...)	...	(...)	(...)	(...)	(...)	...

注:1) []は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」の割合である。

2) 「実施時期(複数回答)」は、平成27年調査では単一回答として調査したため、比較には注意が必要である。

第3図 労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所割合の推移

(メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所=100%)



注:1) 平成24年は労働者健康状況調査の結果による。

また、労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所のうち、事業所等が指定した医師等の専門家による面談等を実施した事業所の割合は33.6%となっている。

面談等を実施した労働者の割合階級をみると、「5%未満」が79.9%と最も多く、次いで「80%以上100%まで」が9.2%となっている。(第8表)

面談等の実施者又は実施機関をみると、「産業医」が61.9%と最も多く、次いで「健康診断機関」が15.7%となっている(第9表)。

第8表 事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した労働者の割合階級別事業所割合

(単位:%)

区分	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所計 ¹⁾	事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した	面談等を実施した労働者の割合階級									医師等の専門家による面談等を実施していない	不明
			80%以上100%まで	60%以上80%未満	40%以上60%未満	30%以上40%未満	20%以上30%未満	10%以上20%未満	5%以上10%未満	5%未満			
平成28年 (事業所規模)	[62.3]	100.0	33.6 (100.0)	(9.2)	(2.3)	(0.5)	(0.3)	(0.7)	(2.4)	(4.6)	(79.9)	55.7	10.7
1,000人以上	[95.7]	100.0	75.2 (100.0)	(2.5)	(1.5)	(1.6)	(-)	(0.2)	(4.4)	(5.1)	(84.5)	13.2	11.6
500～999人	[93.4]	100.0	59.5 (100.0)	(6.3)	(0.1)	(2.4)	(0.4)	(0.5)	(3.2)	(7.6)	(79.5)	28.2	12.3
300～499人	[96.5]	100.0	53.7 (100.0)	(5.6)	(0.4)	(0.7)	(-)	(0.0)	(4.9)	(3.4)	(85.0)	34.8	11.5
100～299人	[91.0]	100.0	47.3 (100.0)	(3.7)	(1.5)	(0.6)	(0.8)	(0.5)	(2.5)	(4.2)	(86.2)	39.4	13.3
50～99人	[83.9]	100.0	34.8 (100.0)	(4.4)	(1.2)	(-)	(0.2)	(-)	(0.6)	(5.3)	(88.3)	50.0	15.2
30～49人	[52.8]	100.0	35.8 (100.0)	(9.1)	(1.9)	(0.2)	(0.1)	(0.4)	(8.5)	(6.8)	(73.2)	52.6	11.6
10～29人	[54.8]	100.0	28.1 (100.0)	(13.9)	(3.5)	(0.7)	(0.1)	(1.3)	(1.0)	(3.6)	(75.7)	63.7	8.2
平成27年	[22.4]	100.0	47.1 (100.0)	(23.4)	(2.2)	(9.0)	(0.2)	(5.4)	(5.2)	(7.8)	(46.9)	50.9	2.0

注:1) []は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」の割合である。

第9表 事業所が指定した医師等の専門家による面談等の実施者又は実施機関別事業所割合

(単位:%)

区分	事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した事業所計 ¹⁾	面談等の実施者又は実施機関(複数回答)								不明
		産業医	産業医以外の医師(外部の医師)	事業所内の保健師・看護師	衛生管理者・衛生推進者等	地域産業保健センター(地域窓口)	健康診断機関	その他の機関		
平成28年 (事業所規模)	[33.6]	100.0	61.9	12.7	4.8	2.2	2.9	15.7	5.7	4.5
1,000人以上	[75.2]	100.0	94.1	8.2	18.2	0.5	0.3	0.7	4.2	-
500～999人	[59.5]	100.0	85.8	14.6	13.8	2.9	-	0.2	4.5	0.6
300～499人	[53.7]	100.0	87.0	12.8	12.1	0.2	0.3	1.1	4.3	0.7
100～299人	[47.3]	100.0	84.5	11.7	5.3	1.7	1.4	3.2	3.9	1.5
50～99人	[34.8]	100.0	82.0	10.9	4.4	2.0	1.2	4.6	2.5	2.1
30～49人	[35.8]	100.0	58.3	16.0	4.2	4.0	1.3	18.3	8.4	1.0
10～29人	[28.1]	100.0	42.5	12.9	3.6	2.0	5.0	26.2	7.1	8.2
平成27年	[47.1]	100.0	49.8	15.4	14.2	2.8	5.7	26.4	5.8	2.2

注:1) []は、「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」のうち、「事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した事業所」の割合である。

さらに、労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所のうち、ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した事業所の割合は43.8%であり、このうち結果を活用した事業所の割合は69.2%となっている。

活用内容(複数回答)をみると、「衛生委員会等での審議」が46.2%と最も多くなっている。(第10表)

第10表 ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析の実施の有無、活用の有無及び活用内容別事業所割合

区 分	労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所計 ¹⁾	ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施した事業所	活用内容(複数回答)						結果を特に活用していない	不明	ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施していない	不明		
			結果を活用した	業務配分の見直し	人員体制・組織の見直し	管理監督者向け研修の実施	衛生委員会等での審議	その他						
平成28年 (事業所規模)	[62.3]	100.0	43.8 (100.0)	(69.2)	<100.0>	< 21.3 >	< 19.8 >	< 17.3 >	< 46.2 >	< 33.4 >	(28.1)	(2.7)	47.0	9.2
1,000人以上	[95.7]	100.0	64.3 (100.0)	(88.6)	<100.0>	< 18.5 >	< 17.6 >	< 32.5 >	< 48.5 >	< 41.2 >	(7.3)	(4.1)	27.9	7.8
500～999人	[93.4]	100.0	58.4 (100.0)	(77.0)	<100.0>	< 12.9 >	< 15.6 >	< 23.1 >	< 56.7 >	< 34.6 >	(21.2)	(1.7)	32.6	9.0
300～499人	[96.5]	100.0	61.5 (100.0)	(83.9)	<100.0>	< 8.1 >	< 11.3 >	< 22.9 >	< 58.8 >	< 31.0 >	(14.8)	(1.3)	29.7	8.8
100～299人	[91.0]	100.0	56.6 (100.0)	(69.9)	<100.0>	< 16.4 >	< 18.9 >	< 15.0 >	< 50.7 >	< 28.7 >	(26.8)	(3.3)	31.5	12.0
50～99人	[83.9]	100.0	45.8 (100.0)	(72.4)	<100.0>	< 13.7 >	< 12.0 >	< 14.5 >	< 62.2 >	< 29.3 >	(21.8)	(5.8)	42.0	12.1
30～49人	[52.8]	100.0	44.5 (100.0)	(74.2)	<100.0>	< 25.6 >	< 30.2 >	< 24.3 >	< 30.5 >	< 43.4 >	(23.6)	(2.2)	46.5	9.0
10～29人	[54.8]	100.0	39.1 (100.0)	(64.9)	<100.0>	< 26.5 >	< 21.2 >	< 16.1 >	< 41.0 >	< 33.6 >	(33.7)	(1.4)	53.2	7.7
平成27年	[22.4]	100.0	40.4 (100.0)	(84.8)	<100.0>	< 33.4 >	< 40.6 >	< 30.3 >	< 27.7 >	< 24.9 >	(12.8)	(2.4)	46.8	12.7

注:1) []は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)した事業所」の割合である。

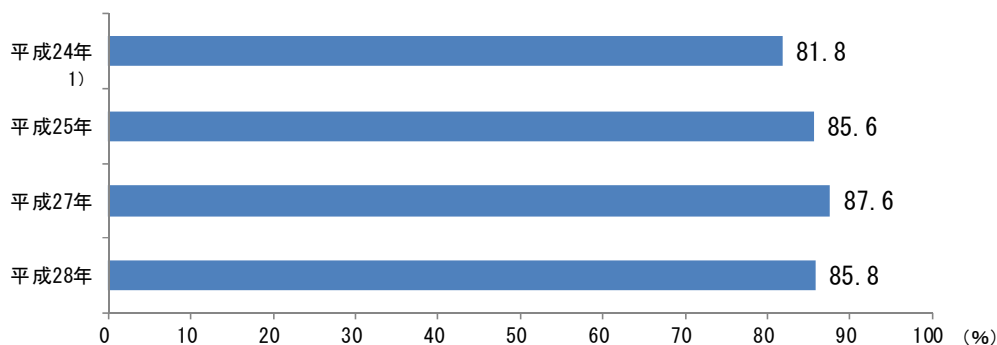
4 受動喫煙防止対策に関する事項

受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は85.8%[平成27年調査87.6%]となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が98.4%と最も高く、次いで「金融業、保険業」が96.9%、「複合サービス事業」が96.2%となっている。

禁煙・分煙の状況をみると、「事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている」が39.3%[同38.1%]と最も多く、次いで「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の場所は禁煙にしている」が22.9%[同25.9%]、「屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている」が14.0%[同15.2%]となっている。(第4図、第11表)

第4図 受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所割合の推移
(事業所計=100%)



注:1) 平成24年は労働者健康状況調査の結果による。

第 11 表 受動喫煙防止対策の取組の有無及び禁煙・分煙状況別事業所割合

区 分	事業所計	受動喫煙防止対策に取り組んでいる	受動喫煙防止対策に取り組んでいない	不明
平成28年	100.0	85.8	13.1	1.0
(事業所規模)				
1,000人以上	100.0	99.4	0.6	-
500～999人	100.0	98.1	1.6	0.3
300～499人	100.0	93.7	6.1	0.1
100～299人	100.0	96.9	2.9	0.2
50～99人	100.0	94.0	5.0	1.0
30～49人	100.0	90.5	8.1	1.3
10～29人	100.0	83.0	16.0	1.1
(産業)				
農業、林業(林業に限る。)	100.0	75.1	24.3	0.6
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	71.8	25.9	2.2
建設業	100.0	79.2	20.2	0.6
製造業	100.0	85.9	12.8	1.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.4	0.5	1.0
情報通信業	100.0	95.3	4.3	0.4
運輸業、郵便業	100.0	84.5	13.7	1.8
卸売業、小売業	100.0	86.2	12.6	1.2
金融業、保険業	100.0	96.9	3.1	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	92.5	7.5	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	92.5	7.1	0.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	76.8	22.5	0.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	84.0	15.6	0.5
教育、学習支援業	100.0	85.1	13.9	1.0
医療、福祉	100.0	89.9	8.2	1.9
複合サービス事業	100.0	96.2	3.8	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	87.9	11.8	0.3
平成27年	100.0	87.6	11.2	1.1

(単位:%)

区 分	事業所計 1)	禁煙・分煙状況							
		に屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙	禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている	事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、客室等を含む)を禁煙とする	事業所の喫煙室に喫煙を設ける	事業所の喫煙室に喫煙を設ける	事業所の喫煙室に喫煙を設ける	事業所の喫煙室に喫煙を設ける	事業所内で自由に喫煙できる
平成28年	[85.8]	100.0	14.0	39.3	22.9	10.4	10.9	1.1	1.4
(事業所規模)									
1,000人以上	[99.4]	100.0	18.2	15.5	55.3	4.5	6.1	-	0.4
500～999人	[98.1]	100.0	15.6	22.9	48.9	5.9	6.7	-	-
300～499人	[93.7]	100.0	14.0	26.3	46.1	6.6	6.9	-	0.0
100～299人	[96.9]	100.0	12.2	32.1	41.8	5.6	6.7	-	1.6
50～99人	[94.0]	100.0	6.9	39.5	29.6	11.4	12.0	0.3	0.4
30～49人	[90.5]	100.0	11.5	43.7	25.6	10.4	7.8	0.9	0.2
10～29人	[83.0]	100.0	15.8	39.3	19.4	10.6	11.9	1.4	1.8
(産業)									
農業、林業(林業に限る。)	[75.1]	100.0	3.0	59.0	11.7	10.8	11.6	2.4	1.6
鉱業、採石業、砂利採取業	[71.8]	100.0	4.3	41.1	22.1	13.1	14.4	3.9	1.0
建設業	[79.2]	100.0	3.1	42.3	23.4	11.6	14.8	1.8	2.9
製造業	[85.9]	100.0	3.6	34.0	26.8	17.2	16.3	0.6	1.4
電気・ガス・熱供給・水道業	[98.4]	100.0	1.2	25.4	57.8	8.4	7.2	-	-
情報通信業	[95.3]	100.0	9.6	49.4	30.3	4.1	5.9	-	0.7
運輸業、郵便業	[84.5]	100.0	4.0	36.7	26.8	14.8	14.8	2.0	0.9
卸売業、小売業	[86.2]	100.0	11.8	43.4	25.1	9.9	8.0	0.7	1.1
金融業、保険業	[96.9]	100.0	9.5	43.2	27.0	10.7	8.1	-	1.5
不動産業、物品賃貸業	[92.5]	100.0	7.6	49.8	30.0	7.2	4.8	0.6	-
学術研究、専門・技術サービス業	[92.5]	100.0	10.3	46.4	27.1	5.7	10.2	-	0.3
宿泊業、飲食サービス業	[76.8]	100.0	16.0	27.5	21.4	9.1	18.3	4.4	3.3
生活関連サービス業、娯楽業	[84.0]	100.0	11.6	36.5	18.5	13.0	16.1	2.3	2.0
教育、学習支援業	[85.1]	100.0	44.7	42.0	8.2	1.3	3.7	-	-
医療、福祉	[89.9]	100.0	39.3	40.6	9.7	5.0	4.7	-	0.7
複合サービス事業	[96.2]	100.0	3.5	46.9	23.7	13.1	11.7	-	1.1
サービス業(他に分類されないもの)	[87.9]	100.0	5.5	38.3	31.3	13.5	10.5	0.5	0.4
平成27年	[87.6]	100.0	15.2	38.1	25.9	10.5	9.4	0.5	0.2

注:1) []は、全事業所のうち「受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所」の割合である。

また、受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所のうち、禁煙・分煙以外の取組をしている事業所の割合は44.3%[同 45.2%]となっている。

取組内容(複数回答)をみると、「喫煙可能区域を事業所内に掲示等して周知している」が48.1%[同 47.6%]と最も多く、次いで「喫煙可能区域において、たばこの煙を低減する装置(空気清浄装置)を設置している」が25.6%[同 29.5%]となっている。(第12表、付表5)

第12表 禁煙・分煙以外の取組の有無及び取組内容別事業所割合

区 分	受動喫煙防止対策 に取り組んでいる 事業所計 ¹⁾	禁煙・分煙	禁煙・分煙	不明	
		以外の取組 をしている	以外の取組 をしていない		
平成28年 (事業所規模)	[85.8]	100.0	44.3	39.5	16.2
1,000人以上	[99.4]	100.0	79.8	12.4	7.8
500～999人	[98.1]	100.0	75.5	15.2	9.3
300～499人	[93.7]	100.0	67.1	22.7	10.2
100～299人	[96.9]	100.0	64.1	22.3	13.5
50～99人	[94.0]	100.0	57.1	30.4	12.5
30～49人	[90.5]	100.0	48.1	36.0	16.0
10～29人	[83.0]	100.0	39.5	43.4	17.1
平成27年	[87.6]	100.0	45.2	41.0	13.8

(単位:%)

区 分	禁煙・分煙以外の取組をしている事業所計 ²⁾	禁煙・分煙以外の取組内容(複数回答)									
		喫煙可能区域を事業所内に掲示等して周知している	喫煙可能区域において、たばこの煙を低減する装置(空気清浄装置)を設置している	方／立喫煙可能区域において、一定以上の換気(粉じん濃度0・15立mg)	定期的なメンテナンスしている	喫煙室の出入口の気流又は浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度を定期的に測定している	定期的に受動喫煙防止対策に関する研修を開催又は外部の説明会に参加している	喫煙者に対する健康指導(たばこの害に対する教育や禁煙指導)を実施している	喫煙可能な時間の制限(禁煙タイムの設定など)を実施している	左記以外で何らかの対策を実施している	
平成28年 (事業所規模)	< 44.3 >	100.0	48.1	25.6	7.6	21.5	2.4	2.5	18.0	18.6	10.0
1,000人以上	< 79.8 >	100.0	51.6	49.2	29.8	48.4	20.5	18.3	51.5	27.1	13.0
500～999人	< 75.5 >	100.0	44.6	43.2	18.4	44.4	11.9	11.7	34.7	23.0	9.1
300～499人	< 67.1 >	100.0	44.6	37.4	16.0	36.4	6.7	8.6	36.9	19.4	9.3
100～299人	< 64.1 >	100.0	50.1	33.4	11.1	32.8	4.3	6.0	21.6	22.4	7.2
50～99人	< 57.1 >	100.0	52.5	30.8	6.4	28.5	5.0	3.0	15.9	19.5	9.6
30～49人	< 48.1 >	100.0	49.4	20.5	7.7	19.1	2.0	2.2	19.3	17.4	12.0
10～29人	< 39.5 >	100.0	46.7	24.2	7.0	18.4	1.4	1.7	16.9	18.1	9.8
平成27年	< 45.2 >	100.0	47.6	29.5	7.4	21.1	2.5	3.0	18.3	19.0	9.8

注:1) []は、全事業所のうち「受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所」の割合である。

2) < >は、「受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所」のうち「禁煙・分煙以外の取組をしている事業所」の割合である。

職場での受動喫煙を防止するための取組を進めるにあたり、問題があるとする事業所の割合は 41.8%[同 38.7%] となっている。

問題の内容(2つ以内の複数回答)をみると、「顧客に喫煙をやめさせるのが困難である」が 33.6%[同 30.6%] と最も多く、次いで「喫煙室からのたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である」が 29.7%[同 30.6%] となっている。(第 13 表、付表6)

第 13 表 職場の受動喫煙防止の取組における問題の有無及び問題の内容別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	問題がある	問題の内容(2つ以内の複数回答)										特に問題がない	不明
			がす受 得ら喫 れ煙煙 者防 ない止 の理に 解対	でこ喫 ある防 この煙 と室 と漏 がた 完を 全の 難た 全ば	あさ顧 るせ客 るにに の喫 の煙 がを 困を 難や やめ	ペナ喫 ーし煙 スを室 が設 なや る喫 る煙 スコ ー	のナ喫 資し煙 金を室 が設 なや る喫 る煙 たコ め	なな施 い設、 備喫 を煙 設室 置の に制 約に よ	わへ受 から動 ら取 ない喫 組煙 止防 方止 策	感取 じり な組 いむ 必要 性を	その他			
平成28年 (事業所規模)	100.0	41.8	(100.0)	(22.6)	(29.7)	(33.6)	(24.3)	(12.5)	(10.7)	(2.9)	(5.4)	(6.1)	54.4	3.8
1,000人以上	100.0	54.7	(100.0)	(39.6)	(50.9)	(24.1)	(12.8)	(7.3)	(4.9)	(-)	(0.5)	(8.0)	45.1	0.3
500～999人	100.0	52.3	(100.0)	(37.0)	(44.7)	(26.2)	(9.9)	(4.1)	(4.3)	(1.1)	(0.1)	(7.4)	45.2	2.6
300～499人	100.0	47.7	(100.0)	(32.5)	(54.7)	(25.6)	(10.8)	(9.0)	(4.4)	(0.5)	(2.8)	(7.7)	51.0	1.3
100～299人	100.0	49.1	(100.0)	(28.8)	(46.2)	(33.6)	(13.9)	(8.3)	(5.3)	(2.7)	(2.8)	(4.9)	47.8	3.0
50～99人	100.0	45.5	(100.0)	(28.6)	(37.1)	(31.9)	(24.9)	(6.5)	(9.7)	(2.1)	(4.4)	(4.2)	51.3	3.2
30～49人	100.0	42.8	(100.0)	(21.2)	(31.1)	(36.5)	(25.6)	(13.1)	(9.9)	(3.1)	(4.6)	(6.5)	53.1	4.2
10～29人	100.0	40.5	(100.0)	(21.3)	(26.6)	(33.4)	(25.1)	(13.8)	(11.6)	(3.1)	(5.9)	(6.3)	55.6	3.9
平成27年	100.0	38.7	(100.0)	(25.4)	(30.6)	(30.6)	(20.1)	(12.4)	(10.0)	(2.6)	(4.6)	(5.7)	57.4	3.9

5 長時間労働者に対する取組に関する事項

平成 28 年7月1日が含まれる 1 か月間に 45 時間を超える時間外・休日労働をした労働者(受け入れている派遣労働者を除く。以下、本項では同じ。)の割合は 6.6%[平成 27 年調査 7.2%]となっている。

時間外・休日労働時間階級をみると、「45 時間超 80 時間以下」は 5.8%[同 6.1%]、「80 時間超 100 時間以下」は 0.6%[同 0.8%]、「100 時間超」は 0.3%[同 0.3%]となっている。(第 14 表)

第 14 表 7月1日が含まれる 1 か月間に 45 時間を超える時間外・休日労働をした労働者割合

(単位:%)

区 分	45時間超計	時間外・休日労働時間階級		
		45時間超 80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超
平成28年 (事業所規模)	6.6	5.8	0.6	0.3
1,000人以上	6.3	5.8	0.4	0.2
500～999人	5.9	5.3	0.5	0.1
300～499人	5.9	5.0	0.5	0.3
100～299人	7.2	6.3	0.5	0.3
50～99人	7.8	6.8	0.7	0.3
30～49人	6.1	5.2	0.6	0.3
10～29人	6.3	5.3	0.7	0.3
平成27年	7.2	6.1	0.8	0.3

注:受け入れている派遣労働者を除いた割合である。

平成28年7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者がいる事業所について、医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所の割合は「45時間超80時間以下」が4.9%[同4.9%]、「80時間超100時間以下」が13.3%[同15.2%]、「100時間超」が27.0%[同19.7%]となっている。このうち医師による面接指導を実施した事業所の割合をみると、「45時間超80時間以下」が45.9%[同58.4%]、「80時間超100時間以下」が60.0%[同76.8%]、「100時間超」が68.3%[同81.3%]となっている。(第15表)

第15表 7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する医師による面接指導の実施の有無別事業所割合

(単位:%)

区 分	45時間超80時間以下				
	医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所計 1) 2)	実施した	一部実施した	実施しなかった	
平成28年 (事業所規模)	[4.9]	100.0	45.9	14.8	30.3
1,000人以上	[28.1]	100.0	78.1	20.3	1.5
500～999人	[21.2]	100.0	69.3	16.8	9.2
300～499人	[20.6]	100.0	59.6	24.2	13.2
100～299人	[6.0]	100.0	67.0	17.6	6.0
50～99人	[6.9]	100.0	65.6	12.2	22.3
30～49人	[5.1]	100.0	20.9	33.0	46.1
10～29人	[3.0]	100.0	30.2	3.1	45.4
平成27年	[4.9]	100.0	58.4	10.2	17.8

(単位:%)

区 分	80時間超100時間以下				
	医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所計 1) 2)	実施した	一部実施した	実施しなかった	
平成28年 (事業所規模)	[13.3]	100.0	60.0	22.1	17.4
1,000人以上	[52.8]	100.0	83.3	15.5	1.2
500～999人	[46.6]	100.0	78.4	13.2	4.6
300～499人	[42.0]	100.0	83.2	12.8	4.0
100～299人	[15.2]	100.0	77.4	20.9	0.6
50～99人	[7.0]	100.0*	19.6*	40.1*	40.3*
30～49人	[10.4]	100.0	97.7	-	2.3
10～29人	[10.8]	100.0	39.8	29.3	30.9
平成27年	[15.2]	100.0	76.8	12.0	10.7

(単位:%)

区 分	100時間超				
	医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所計 1) 2)	実施した	一部実施した	実施しなかった	
平成28年 (事業所規模)	[27.0]	100.0	68.3	16.6	15.0
1,000人以上	[67.9]	100.0	86.7	9.2	3.2
500～999人	[70.4]	100.0	75.6	16.6	7.9
300～499人	[43.5]	100.0	92.0	6.9	-
100～299人	[32.2]	100.0	87.1	1.6	11.3
50～99人	[37.2]	100.0	64.7	10.6	24.7
30～49人	[22.2]	100.0*	54.4*	-*	45.6*
10～29人	[18.0]	100.0*	57.5*	39.2*	3.2*
平成27年	[19.7]	100.0	81.3	8.7	9.6

注:1)「医師による面接指導の申し出があった事業所計」には医師による面接指導の実施の有無不明が含まれる。

2) []は、「当該時間外・休日労働をした労働者がいる事業所」のうち、「医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所」の割合である。

6 高齢労働者の労働災害防止対策に関する事項

高齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいる事業所の割合は55.7%[平成25年調査64.6%]となっている。

取組内容(複数回答)をみると、「作業前に、体調不良等の異常がないか確認している」が41.6%[同33.1%]と最も多く、次いで「時間外労働の制限、所定労働時間の短縮等を行っている」が38.0%[同39.0%]となっている。(第16表)

第16表 高齢労働者の労働災害防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

区分	事業所計	高齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいる	高齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいない	不明
平成28年 (事業所規模)	100.0	55.7	40.4	3.9
1,000人以上	100.0	63.6	34.0	2.4
500～999人	100.0	65.0	31.6	3.5
300～499人	100.0	65.0	34.9	0.1
100～299人	100.0	69.1	28.9	2.0
50～99人	100.0	64.2	34.7	1.1
30～49人	100.0	63.2	32.9	3.9
10～29人	100.0	52.1	43.5	4.4
平成25年	100.0	64.6	32.6	2.8

(単位:%)

区分	取組内容(複数回答) ²⁾	取組内容(複数回答) ²⁾													
		時間外労働の制限、所定労働時間の短縮等を行っている	深夜業の回数の減少又は昼間勤務への変更を行っている	定期的な体力測定を実施し、その結果から、本人自身の身体的変化を本人に認識させている	定期的な身体機能の低下の防止のための活動(ウォーキングなど)	医師による面接指導等の健康管理を重点的に行っている	作業前に、体調不良等の異常がないか確認している	健康診断実施後に基礎疾患に関する相談・指導を行っている	健康診断実施後に健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている	健康診断実施後に健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている	健康診断実施後に健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている	健康診断実施後に健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている	健康診断実施後に健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている	健康診断実施後に健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている	健康診断実施後に健康診断の結果を踏まえて就業上の措置を行っている
平成28年 (事業所規模)	[55.7]	100.0	38.0	12.8	5.2	6.3	5.5	41.6	25.1	31.9	11.2	21.6	21.2	12.0	8.2
1,000人以上	[63.6]	100.0	17.5	20.1	16.1	21.5	22.6	43.5	45.0	53.6	30.3	22.4	18.7	8.8	4.9
500～999人	[65.0]	100.0	26.3	21.5	5.6	17.8	16.4	34.3	35.4	53.1	31.1	18.4	19.5	12.6	3.6
300～499人	[65.0]	100.0	35.3	17.6	4.8	14.7	14.4	41.8	36.7	44.4	26.8	24.8	21.4	9.6	8.1
100～299人	[69.1]	100.0	28.9	22.8	6.4	11.9	10.1	39.7	29.2	36.6	19.5	18.7	18.0	10.4	7.8
50～99人	[64.2]	100.0	29.1	18.9	5.3	8.3	8.5	38.8	34.7	38.1	14.1	16.6	16.6	8.6	6.2
30～49人	[63.2]	100.0	42.3	12.9	5.8	8.0	5.4	46.1	24.5	32.3	12.3	27.6	22.5	11.5	8.4
10～29人	[52.1]	100.0	39.4	10.8	4.8	4.9	4.4	41.2	23.1	30.0	9.3	21.2	21.9	12.8	8.5
平成25年	[64.6]	100.0	39.0	11.8	6.4	5.8	9.6	33.1	27.7	31.2	9.4	18.9	19.7	8.8	8.4

注:1) []は、全事業所のうち「高齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいる事業所」の割合である。

2) 平成25年調査の「取組内容(複数回答)」は選択肢の表現が一部異なるため、比較には注意が必要である。

7 熱中症予防対策に関する事項

屋外作業がある事業所のうち、熱中症予防対策に取り組んでいる事業所の割合は81.0%[平成25年調査77.0%]となっている。

取組内容(複数回答)をみると、「労働者に対し熱中症予防のための教育を行っている」が60.0%[同54.4%]と最も多く、次いで「涼しい休憩場所を確保し、おしぼり、飲料水等を備え付けている」が49.9%[同49.0%]となっている。(第17表、付表7)

第17表 熱中症予防対策の取組の有無及び取組の内容別事業所割合

区分	屋外作業がある事業所計	熱中症予防対策に取り組んでいる	熱中症予防対策に取り組んでいない	不明
平成28年	100.0	81.0	11.3	7.7
(事業所規模)				
1,000人以上	100.0	87.6	2.6	9.8
500～999人	100.0	78.5	6.0	15.5
300～499人	100.0	88.9	7.2	3.9
100～299人	100.0	86.3	4.5	9.1
50～99人	100.0	85.2	1.8	13.0
30～49人	100.0	82.0	8.6	9.4
10～29人	100.0	79.8	13.6	6.5
平成25年	100.0	77.0	11.4	11.5

(単位:%)

区分	熱中症予防対策に取り組んでいる事業所計 ¹⁾	取組内容(複数回答) ²⁾										
		移屋間の作業時間を短縮したり、早朝・夕方の時間に	夏の屋外作業で高温多湿環境に体を慣れさせる(へ)時間より短く設定し、熱中症の発生に備える(へ)日かけて徐々に通常の作業時間に戻すように取組を数回	作業場所においてシートなどで日陰を作ったり扇風機を使用したりしている	涼しい休憩場所を確保し、おしぼり、飲料水等を備え付けている	クールスーツ、通気性の良いヘルメット等を着用させている	朝礼時に体調不良の者を把握し、作業場所・時間を配慮している	作業中の巡視で労働者の水分・塩分の摂取や不調者がいないか確認している	高血圧症などの有疾患者や健康診断の有所見者に対し作業場所・時間を配慮している	労働者に対し熱中症予防のための教育を行っている	その他	
平成28年	[81.0]	100.0	20.1	8.9	35.7	49.9	19.7	43.3	44.5	9.9	60.0	9.0
(事業所規模)												
1,000人以上	[87.6]	100.0	26.1	11.9	45.0	59.8	30.4	73.0	65.0	27.5	81.6	9.8
500～999人	[78.5]	100.0	18.3	12.4	38.8	60.9	24.0	63.2	58.8	16.0	80.8	12.8
300～499人	[88.9]	100.0	12.9	5.8	39.6	54.9	25.6	50.4	53.6	11.8	84.1	7.0
100～299人	[86.3]	100.0	16.9	3.7	39.8	54.1	20.7	50.4	43.1	9.0	67.7	14.4
50～99人	[85.2]	100.0	14.2	7.9	29.9	49.4	23.3	42.7	46.7	11.8	70.1	12.9
30～49人	[82.0]	100.0	21.2	6.6	34.8	48.9	19.5	47.7	44.1	12.4	66.9	11.9
10～29人	[79.8]	100.0	21.0	9.9	36.3	49.7	19.1	41.6	44.1	9.1	56.1	7.4
平成25年	[77.0]	100.0	18.1	2.2	33.2	49.0	16.6	39.2	39.9	7.8	54.4	23.5

注:1) []は、「屋外作業がある事業所」のうち「熱中症予防対策に取り組んでいる事業所」の割合である。

2) 平成25年調査の「取組内容(複数回答)」は選択肢の表現が一部異なるため、比較には注意が必要である。

8 有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項

(1) 有害業務の状況

労働者の健康に影響を与えるおそれのある「鉛業務」、「有機溶剤業務」、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「石綿等を取り扱う業務」、「放射線業務」又は「粉じん作業」のいずれかの業務(以下「有害業務」という。)がある事業所の割合は9.5%となっている。

有害業務の種類(複数回答)をみると、「有機溶剤業務」が5.0%と最も多く、次いで「粉じん作業」が3.9%となっている。(第18表)

第18表 有害業務の種類別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	有害業務の種類 (複数回答)						
		右記の有害業務がある	鉛業務	有機溶剤業務	特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	石綿等を取り扱う業務	放射線業務	粉じん作業
平成28年 (産業)	100.0	9.5	0.3	5.0	2.7	0.5	1.9	3.9
農業、林業(林業に限る。)	100.0	1.0	0.6	0.3	-	-	-	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	61.3	0.7	4.4	1.8	0.4	0.2	57.7
建設業	100.0	15.9	0.2	6.8	2.0	2.9	1.7	9.7
製造業	100.0	37.5	2.2	23.4	11.6	0.7	1.6	20.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	19.0	-	8.7	11.6	0.4	4.7	1.2
情報通信業	100.0	1.4	-	0.9	0.4	-	0.5	0.4
運輸業、郵便業	100.0	4.2	0.0	1.6	1.3	0.7	0.0	1.9
卸売業、小売業	100.0	2.3	0.0	1.7	0.5	0.3	0.1	0.3
金融業、保険業	100.0	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	4.1	-	2.7	0.6	0.5	-	1.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	12.4	0.2	8.4	6.0	0.7	6.4	1.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.0	-	0.0	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	2.4	-	1.3	0.7	0.0	0.3	0.0
教育、学習支援業	100.0	2.8	0.1	1.3	1.9	0.0	1.9	0.1
医療、福祉	100.0	9.8	0.0	0.6	1.6	0.0	9.3	0.0
複合サービス事業	100.0	1.0	-	0.8	-	-	0.2	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	13.0	0.5	8.3	5.1	0.9	1.7	4.1

(2) 特殊健康診断の実施状況

有害業務がある事業所のうち、過去1年間に特殊健康診断を実施した事業所の割合を有害業務の種類別にみると、「鉛業務」が86.7%と最も高く、次いで「放射線業務」が86.3%となっている(第19表)。

第19表 有害業務の種類別過去1年間に実施した特殊健康診断の実施の有無、特殊健康診断の受診率及び有所見率

<平成28年>

(単位:%)

有害業務の種類	有害業務がある事業所計 ¹⁾	特殊健康診断実施の有無			特殊健康診断	
		特殊健康診断実施有	特殊健康診断実施無	不明	受診率 ²⁾	有所見率 ²⁾
鉛業務	[0.3] 100.0	86.7	5.0	8.3	97.7	1.2
有機溶剤業務	[5.0] 100.0	78.9	16.2	4.9	98.1	4.8
特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	[2.7] 100.0	81.2	14.3	4.5	99.0	2.6
石綿等を取り扱う業務	[0.5] 100.0	67.6	27.0	5.4	89.1	0.8
放射線業務	[1.9] 100.0	86.3	11.6	2.1	98.1	5.6

注:1) []は、全事業所のうち当該「有害業務がある事業所」の割合である。

2) 受診率及び有所見率は、次のように算出した。

$$\text{受診率}(\%) = \frac{\text{延受診者数}}{\text{特殊健康診断を実施した事業所の延受診対象者数}} \times 100$$

$$\text{有所見率}(\%) = \frac{\text{延有所見者数}}{\text{延受診者数}} \times 100$$

(3) じん肺健康診断の実施状況

粉じん作業のある事業所のうち、現在あるいは過去に粉じん作業に従事したじん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所の割合は 83.8%となっている。

じん肺健康診断区分(複数回答)別にみると、「3年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる」が 78.9%、「1年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる」が 24.0%、「就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断実施対象者がいる(過去1年間)」が 7.6%となっている。(第 20 表)

第 20 表 じん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所割合及びじん肺健康診断実施率

(単位:%)

年	じん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所計 ¹⁾	じん肺健康診断区分 ²⁾ (複数回答)					
		3年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる		1年に1回のじん肺定期健康診断実施対象者がいる		就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断実施対象者がいる(過去1年間)	
			実施率 ^{3) 4)}		実施率 ^{3) 5)}		実施率 ^{3) 5)}
平成 28 年	[83.8] 100.0	78.9 (100.0)	(97.7)	24.0 (100.0)	(98.4)	7.6 (100.0)	(94.1)

- 注: 1) []は、「粉じん作業のある事業所」のうち「じん肺健康診断実施対象の労働者がいる事業所」の割合である。
 2) じん肺健康診断は、粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。
 3) 実施率は、次のように算出した。

$$\text{実施率(\%)} = \frac{\text{じん肺健康診断を実施した事業所数}}{\text{じん肺健康診断実施対象者のいる事業所数}} \times 100$$

- 4) 過去3年間にじん肺健康診断を実施した事業所数により算出した。
 5) 過去1年間にじん肺健康診断を実施した事業所数により算出した。

じん肺健康診断受診率をじん肺健康診断区分別にみると、過去3年間(平成 25 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日までの期間。以下同じ。)に実施した「3年に1回のじん肺定期健康診断」が 94.9%、過去1年間に実施した「1年に1回のじん肺定期健康診断」が 96.1%、過去1年間に実施した「就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断(過去1年間)」が 96.6%となっている(第 21 表)。

第 21 表 じん肺健康診断受診率及び有所見率

<平成 28 年> (単位:%)

じん肺健康診断区分	受診率 ¹⁾	有所見率 ¹⁾
3年に1回のじん肺定期健康診断 ²⁾	94.9	0.9
1年に1回のじん肺定期健康診断 ³⁾	96.1	3.2
就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断 ³⁾	96.6	0.6

- 注: じん肺健康診断は、粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。
 1) 受診率及び有所見率は、次のように算出した。

$$\text{受診率(\%)} = \frac{\text{受診者数}}{\text{じん肺健康診断を実施した事業所の受診対象者数}} \times 100$$

$$\text{有所見率(\%)} = \frac{\text{有所見者数}}{\text{受診者数}} \times 100$$

- 2) 過去3年間に実施したじん肺健康診断により算出した。
 3) 過去1年間に実施したじん肺健康診断により算出した。

9 GHSラベル及び安全データシート(SDS)に関する事項

(1) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所の割合は1.4%となっている。

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所について、製造又は譲渡・提供する際にすべての化学物質の容器・包装にGHSラベルを表示している事業所の割合は「労働安全衛生法第57条に該当する化学物質」が61.3%、「労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく化学物質をいう。以下同じ。)」が46.0%となっている。(第22表)

第22表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合

<平成28年>

(単位:%)

区 分	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 ^{1) 2)}		表示状況			
			すべて表示 をしている	一部表示を している	譲渡・提供先 から求めが あれば表示を している	全く表示を していない
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	[1.4]	100.0	61.3	9.7	4.0	3.6
労働安全衛生法第57条には該当しないが、 危険有害性がある化学物質	[1.4]	100.0	46.0	16.2	6.9	7.5

注:1) 「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」にはGHSラベルの表示状況不明が含まれる。

2) []は、全事業所のうち「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所」の割合である。

(2) 化学物質を使用する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況

化学物質を使用している事業所の割合は6.5%となっている。

化学物質を使用している事業所について、使用するすべての化学物質の容器・包装にGHSラベルが表示されている事業所の割合は「労働安全衛生法第57条に該当する化学物質」が53.5%、「労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質」が45.1%となっている。(第23表)

第23表 化学物質を使用する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況別事業所割合

<平成28年>

(単位:%)

区 分	化学物質を使用している事業所計 ^{1) 2)}		表示状況			
			すべて表示 されている	一部表示さ れている	譲渡・提供 元に対し求 めた場合に は表示され ている	全く表示さ れていない
労働安全衛生法第57条に該当する化学物質	[6.5]	100.0	53.5	10.1	2.4	2.2
労働安全衛生法第57条には該当しないが、 危険有害性がある化学物質	[6.5]	100.0	45.1	14.9	6.8	3.0

注:1) 「化学物質を使用している事業所計」にはGHSラベルの表示状況不明が含まれる。

2) []は、全事業所のうち「化学物質を使用している事業所」の割合である。

(3) 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況

化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、製造又は譲渡・提供する際に安全データシート(SDS)をすべて交付している事業所の割合は「労働安全衛生法第 57 条の2に該当する」が 49.1%、「労働安全衛生法第 57 条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質」が 40.9%となっている(第 24 表)。

第 24 表 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート(SDS)の交付状況別事業所割合

<平成 28 年>

(単位:%)

区 分	交付状況				
	化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計 ^{1) 2)}	すべての製品に交付している(※過去に交付済みの製品を含む)	一部の製品について交付している	譲渡・提供先から求めがあれば交付している	全く交付していない
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	[1.4] 100.0	49.1	2.8	27.4	2.6
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質	[1.4] 100.0	40.9	3.3	29.2	5.8

注: 1) 「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所計」には安全データシート(SDS)の交付状況不明が含まれる。

2) []は、全事業所のうち「化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所」の割合である。

(4) 化学物質を使用する際の安全データシート(SDS)の交付状況

化学物質を使用している事業所のうち、安全データシート(SDS)がすべて交付されている事業所の割合は「労働安全衛生法第 57 条の2に該当する」が 54.5%、「労働安全衛生法第 57 条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質」が 45.6%となっている(第 25 表)。

第 25 表 化学物質を使用する際の安全データシート(SDS)の交付状況別事業所割合

<平成 28 年>

(単位:%)

区 分	交付状況				
	化学物質を使用している事業所計 ^{1) 2)}	すべて交付されている(※過去に交付済みの製品を含む)	一部交付されている	譲渡・提供元に対し求めた場合は交付されている	全く交付されていない
労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質	[6.5] 100.0	54.5	7.0	8.5	4.7
労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質	[6.5] 100.0	45.6	15.3	13.3	3.8

注: 1) 「化学物質を使用している事業所計」には安全データシート(SDS)の交付状況不明が含まれる。

2) []は、全事業所のうち「化学物質を使用している事業所計」の割合である。

【労働者調査】

1 仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項

(1) 仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人の有無等

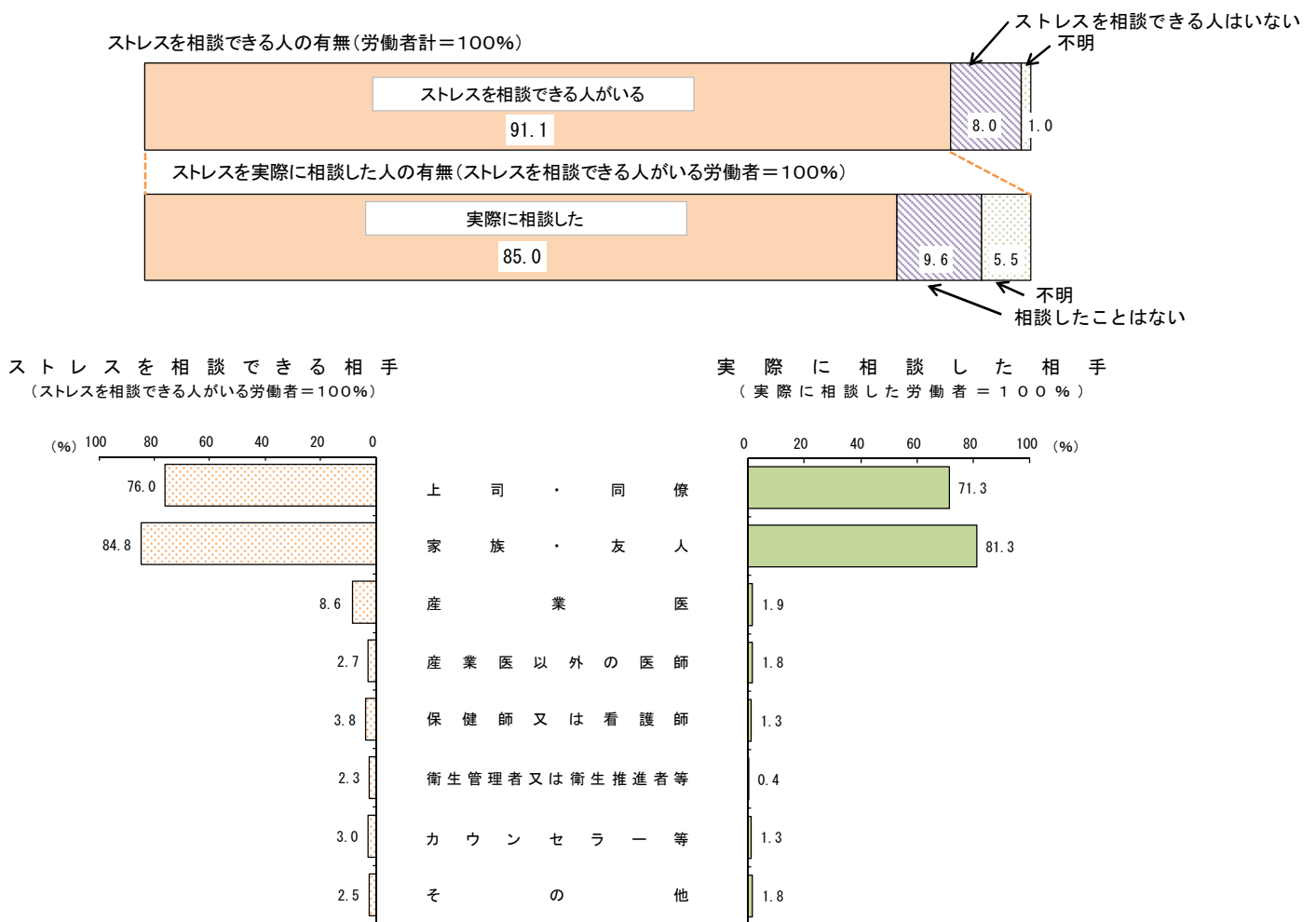
現在の自分の仕事や職業生活での不安、悩み、ストレス(以下、「不安、悩み、ストレス」をまとめて「ストレス」という。)について相談できる人がいる労働者の割合は91.1%[平成27年調査84.6%]となっている。

相談できる相手(複数回答)をみると、「家族・友人」が84.8%[同83.1%]と最も多く、次いで「上司・同僚」が76.0%[同77.9%]となっている。(第5図、第26表)

また、「ストレスを相談できる人がいる」とした労働者のうち、実際に相談した労働者の割合は85.0%[同78.1%]となっている。

実際に相談した相手(複数回答)をみると、「家族・友人」が81.3%[同77.7%]と最も多く、次いで「上司・同僚」が71.3%[同73.2%]となっている。(第5図、第27表)

第5図 ストレスを相談できる相手及び実際に相談した相手(平成28年)



第 26 表 ストレスを相談できる人の有無、相談できる相手別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計	相談できる人がいる		相談できる相手 (複数回答)								相談できる人はいない	不明
				上司・同僚	家族・友人	産業医	産業医以外の医師	保健師又は看護師	衛生管理者又は衛生推進者等	カウンセラー等	その他		
平成28年	100.0	91.1	(100.0)	(76.0)	(84.8)	(8.6)	(2.7)	(3.8)	(2.3)	(3.0)	(2.5)	8.0	1.0
(年齢階級)													
20歳未満	100.0	96.3	(100.0)	(80.4)	(94.2)	(1.9)	(-)	(0.6)	(0.0)	(-)	(0.1)	3.7	-
20～29歳	100.0	92.6	(100.0)	(76.2)	(93.4)	(7.1)	(2.1)	(2.9)	(2.1)	(2.9)	(3.0)	6.6	0.8
30～39歳	100.0	93.0	(100.0)	(80.9)	(86.7)	(9.3)	(2.9)	(4.0)	(3.1)	(3.6)	(2.7)	6.6	0.4
40～49歳	100.0	92.8	(100.0)	(75.7)	(84.1)	(8.8)	(2.1)	(4.8)	(2.0)	(2.2)	(2.0)	6.8	0.3
50～59歳	100.0	87.7	(100.0)	(71.1)	(84.4)	(10.5)	(3.9)	(3.5)	(2.4)	(3.7)	(2.1)	10.2	2.1
60歳以上	100.0	84.3	(100.0)	(73.7)	(64.0)	(4.7)	(2.7)	(1.7)	(1.2)	(2.8)	(4.2)	13.0	2.7
60～64歳	100.0	85.6	(100.0)	(76.7)	(67.3)	(5.6)	(3.6)	(2.8)	(1.9)	(4.6)	(1.6)	14.1	0.3
65歳以上	100.0	82.3	(100.0)	(69.2)	(59.0)	(3.3)	(1.3)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(8.1)	11.4	6.4
(性別)													
男	100.0	88.5	(100.0)	(76.8)	(82.1)	(11.7)	(3.2)	(4.5)	(3.0)	(3.0)	(2.1)	10.3	1.2
女	100.0	94.8	(100.0)	(74.8)	(88.4)	(4.6)	(2.1)	(2.9)	(1.4)	(3.0)	(3.0)	4.5	0.7
(就業形態)													
正社員	100.0	91.4	(100.0)	(76.6)	(85.0)	(10.0)	(2.8)	(4.4)	(2.5)	(3.5)	(2.2)	7.7	0.8
契約社員	100.0	89.1	(100.0)	(76.6)	(80.5)	(6.4)	(4.0)	(2.4)	(2.4)	(3.2)	(3.3)	8.0	2.9
パートタイム労働者	100.0	91.4	(100.0)	(73.4)	(85.8)	(3.6)	(1.7)	(1.2)	(1.3)	(0.8)	(2.8)	7.7	1.0
臨時・日雇労働者	100.0	97.4	(100.0)	(61.9)	(99.8)	(0.1)	(-)	(0.6)	(-)	(0.6)	(6.1)	2.6	-
派遣労働者	100.0	81.0	(100.0)	(70.9)	(83.6)	(6.2)	(1.4)	(3.2)	(1.7)	(0.5)	(6.6)	18.9	0.1
平成27年	100.0	84.6	(100.0)	(77.9)	(83.1)	(9.0)	(3.8)	(4.4)	(2.6)	(3.6)	(2.5)	7.2	8.2

第 27 表 ストレスを実際に相談した人の有無、相談した相手別労働者割合

(単位:%)

区 分	ストレスを相談できる人がいる労働者計 ¹⁾	実際に相談した		実際に相談した相手 (複数回答)								相談したことはない	不明	
				上司・同僚	家族・友人	産業医	産業医以外の医師	保健師又は看護師	衛生管理者又は衛生推進者等	カウンセラー等	その他			
平成28年	[91.1]	100.0	85.0	(100.0)	(71.3)	(81.3)	(1.9)	(1.8)	(1.3)	(0.4)	(1.3)	(1.8)	9.6	5.5
(年齢階級)														
20歳未満	[96.3]	100.0	90.6	(100.0)	(64.6)	(71.1)	(0.4)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0.1)	4.7	4.7
20～29歳	[92.6]	100.0	87.1	(100.0)	(69.9)	(90.2)	(0.9)	(1.1)	(0.6)	(0.2)	(1.1)	(1.9)	10.4	2.5
30～39歳	[93.0]	100.0	89.2	(100.0)	(77.0)	(84.5)	(2.1)	(1.9)	(2.0)	(1.0)	(1.3)	(1.7)	7.1	3.7
40～49歳	[92.8]	100.0	83.2	(100.0)	(72.1)	(79.4)	(2.0)	(1.8)	(0.6)	(0.3)	(0.8)	(1.3)	9.3	7.5
50～59歳	[87.7]	100.0	82.5	(100.0)	(65.2)	(81.8)	(2.7)	(2.5)	(1.9)	(0.2)	(1.7)	(1.7)	11.2	6.3
60歳以上	[84.3]	100.0	80.3	(100.0)	(68.3)	(57.5)	(0.8)	(1.6)	(0.8)	(0.1)	(2.6)	(4.1)	12.8	7.0
60～64歳	[85.6]	100.0	77.4	(100.0)	(67.2)	(61.0)	(1.4)	(2.1)	(1.3)	(0.2)	(4.4)	(0.8)	13.9	8.7
65歳以上	[82.3]	100.0	84.6	(100.0)	(69.9)	(52.8)	(0.0)	(1.0)	(0.1)	(-)	(0.1)	(8.6)	11.1	4.3
(性別)														
男	[88.5]	100.0	81.7	(100.0)	(72.4)	(77.6)	(2.6)	(2.3)	(1.5)	(0.4)	(0.8)	(1.2)	13.1	5.2
女	[94.8]	100.0	89.4	(100.0)	(70.0)	(85.9)	(1.1)	(1.3)	(0.9)	(0.5)	(1.8)	(2.4)	4.8	5.7
(就業形態)														
正社員	[91.4]	100.0	84.5	(100.0)	(72.6)	(81.0)	(2.3)	(2.0)	(1.5)	(0.4)	(1.5)	(1.5)	10.1	5.5
契約社員	[89.1]	100.0	83.5	(100.0)	(68.1)	(81.3)	(0.6)	(1.9)	(1.0)	(0.6)	(0.9)	(1.6)	9.8	6.7
パートタイム労働者	[91.4]	100.0	88.2	(100.0)	(68.5)	(83.1)	(0.8)	(1.3)	(0.2)	(0.6)	(0.4)	(2.6)	6.6	5.2
臨時・日雇労働者	[97.4]	100.0	93.2	(100.0)	(36.5)	(84.2)	(-)	(-)	(0.7)	(-)	(0.6)	(6.6)	5.4	1.4
派遣労働者	[81.0]	100.0	84.4	(100.0)	(59.3)	(78.2)	(1.4)	(1.0)	(1.9)	(0.2)	(0.3)	(3.8)	13.0	2.6
平成27年	[84.6]	100.0	78.1	(100.0)	(73.2)	(77.7)	(2.9)	(2.1)	(2.1)	(0.7)	(1.8)	(1.9)	16.2	5.6

注:1) []は、全労働者のうち「ストレスを相談できる人がいる労働者」の割合である。

さらに、「ストレスを実際に相談した」とした労働者のうち、ストレスが「解消された」労働者の割合は 31.7% [同 31.1%]、「解消されなかったが、気が楽になった」は 60.3% [同 59.2%]となっている(第 28 表)。

第 28 表 相談後のストレスの解消状況別労働者割合

(単位:%)

区 分	ストレスを実際に相談した労働者計 ¹⁾		ストレスの解消状況			不明
			解消された	解消されなかったが、気が楽になった	解消もされず、気が楽にもならなかった	
平成28年	[85.0]	100.0	31.7	60.3	5.6	2.5
(年齢階級)						
20歳未満	[90.6]	100.0	48.0	44.2	0.6	7.1
20～29歳	[87.1]	100.0	37.7	55.7	4.8	1.7
30～39歳	[89.2]	100.0	31.9	58.3	6.6	3.2
40～49歳	[83.2]	100.0	26.3	66.2	4.8	2.7
50～59歳	[82.5]	100.0	30.8	60.1	7.1	1.9
60歳以上	[80.3]	100.0	40.9	54.1	2.4	2.6
60～64歳	[77.4]	100.0	42.5	52.2	3.6	1.8
65歳以上	[84.6]	100.0	38.7	56.9	0.7	3.7
(性別)						
男	[81.7]	100.0	32.6	58.0	6.7	2.7
女	[89.4]	100.0	30.5	62.9	4.2	2.4
(就業形態)						
正社員	[84.5]	100.0	29.1	62.1	6.3	2.5
契約社員	[83.5]	100.0	33.9	58.3	5.2	2.6
パートタイム労働者	[88.2]	100.0	42.9	52.5	2.1	2.6
臨時・日雇労働者	[93.2]	100.0	39.3	58.0	-	2.7
派遣労働者	[84.4]	100.0	31.6	58.2	9.1	1.1
平成27年	[78.1]	100.0	31.1	59.2	5.4	4.2

注:1) []は、「ストレスを相談できる人がいる労働者」のうち「ストレスを実際に相談した労働者」の割合である。

(2) 仕事や職業生活に関する強いストレス

現在の仕事や職業生活に関することで、強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は 59.5%[平成 27 年調査 55.7%]となっている。

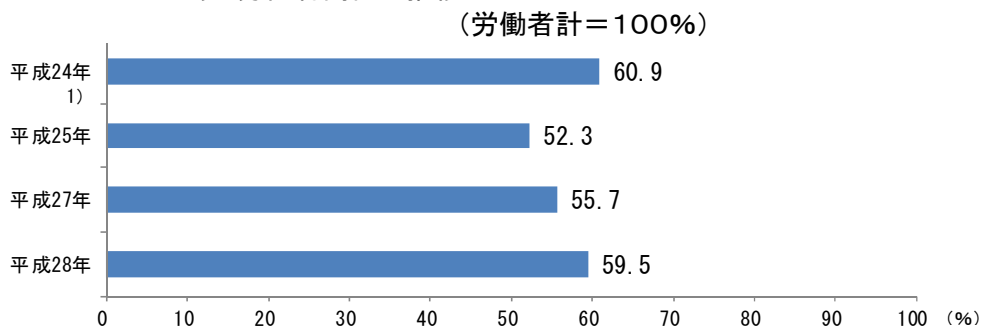
強いストレスの内容(3つ以内の複数回答)をみると、「仕事の質・量」が 53.8%[同 57.5%]と最も多く、次いで「仕事の失敗、責任の発生等」が 38.5%[同 33.2%]、「対人関係(セクハラ・パワハラを含む。)」が 30.5%[同 36.4%]となっている。(第 29 表、第6図、第7図)

第 29 表 仕事や職業生活に関する強いストレスの有無及び内容別労働者割合

(単位:%)

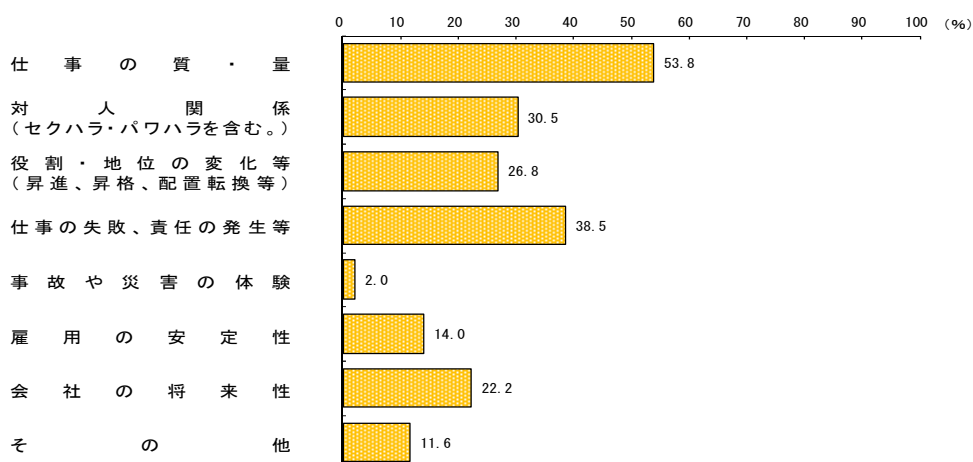
区 分	労働者計	強いストレスの内容(3つ以内の複数回答)										強いストレスとなっていない事柄がない	不明	
		強いストレスとなっていると感じる事柄がある	仕事の質・量	対人関係(セクハラ・パワハラを含む。)	役割・地位の変化等(昇進、昇格、配置転換等)	仕事の失敗、責任の発生等	事故や災害の体験	雇用の安定性	会社の将来性	その他	不明			
平成28年	100.0	59.5	(100.0)	(53.8)	(30.5)	(26.8)	(38.5)	(2.0)	(14.0)	(22.2)	(11.6)	(0.3)	40.0	0.5
(年齢階級)														
20歳未満	100.0	46.9	(100.0)	(46.8)	(19.7)	(5.1)	(47.7)	(-)	(6.4)	(3.9)	(30.1)	(-)	52.8	0.3
20～29歳	100.0	59.8	(100.0)	(53.1)	(32.2)	(15.2)	(48.7)	(1.5)	(13.2)	(17.9)	(12.8)	(0.2)	39.3	1.0
30～39歳	100.0	64.1	(100.0)	(56.6)	(32.1)	(31.7)	(41.5)	(1.1)	(13.2)	(19.8)	(9.8)	(0.0)	35.8	0.1
40～49歳	100.0	59.2	(100.0)	(56.9)	(30.5)	(29.1)	(36.3)	(2.6)	(15.5)	(24.0)	(10.8)	(0.2)	40.0	0.8
50～59歳	100.0	61.3	(100.0)	(51.2)	(30.8)	(25.8)	(33.3)	(2.4)	(13.3)	(29.1)	(12.9)	(0.7)	38.5	0.2
60歳以上	100.0	43.2	(100.0)	(38.2)	(19.0)	(29.5)	(27.4)	(1.6)	(15.8)	(11.4)	(13.9)	(0.6)	56.8	0.0
60～64歳	100.0	39.3	(100.0)	(54.1)	(29.9)	(19.7)	(27.7)	(1.2)	(19.6)	(12.2)	(11.5)	(1.1)	60.7	0.0
65歳以上	100.0	48.9	(100.0)	(19.7)	(6.2)	(40.9)	(27.0)	(2.1)	(11.4)	(10.5)	(16.8)	(-)	51.1	-
(性別)														
男	100.0	59.9	(100.0)	(57.5)	(26.3)	(30.7)	(39.1)	(2.9)	(14.3)	(27.5)	(10.3)	(0.1)	39.7	0.4
女	100.0	58.9	(100.0)	(48.5)	(36.7)	(21.1)	(37.5)	(0.6)	(13.7)	(14.5)	(13.4)	(0.5)	40.4	0.6
(就業形態)														
正社員	100.0	62.0	(100.0)	(56.7)	(31.6)	(30.5)	(39.1)	(2.3)	(10.5)	(24.8)	(10.5)	(0.1)	37.5	0.5
契約社員	100.0	59.2	(100.0)	(42.8)	(24.1)	(16.6)	(42.0)	(1.2)	(31.1)	(13.7)	(8.9)	(-)	40.8	0.1
パートタイム労働者	100.0	46.9	(100.0)	(45.8)	(28.3)	(12.8)	(32.7)	(0.2)	(16.8)	(13.5)	(20.9)	(1.7)	52.6	0.5
臨時・日雇労働者	100.0	40.5	(100.0)	(18.6)	(28.0)	(0.3)	(79.2)	(-)	(27.6)	(-)	(6.1)	(-)	59.5	-
派遣労働者	100.0	65.0	(100.0)	(35.4)	(25.6)	(5.7)	(31.0)	(0.6)	(68.1)	(8.8)	(7.9)	(-)	35.0	-
平成27年	100.0	55.7	(100.0)	(57.5)	(36.4)	(23.9)	(33.2)	(1.9)	(14.7)	(20.3)	(11.5)	(0.6)	43.6	0.7

第6図 現在の仕事や職業生活に関することで強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者割合の推移



注:1) 平成 24 年は労働者健康状況調査の結果による。

第7図 強いストレスとなっていると感じている事柄(主なもの3つ以内)(平成 28 年)
(強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者=100%)



2 喫煙に関する事項

(1) 職場における喫煙の状況

職場で喫煙する労働者の割合は 25.3%[平成 27 年調査 25.1%]となっている(第 30 表)。

第 30 表 職場での喫煙の有無別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計	職場で喫煙する	職場で喫煙しない	不明
平成 28 年	100.0	25.3	74.6	0.1
(年齢階級)				
20歳未満	100.0	3.0	97.0	-
20～29歳	100.0	20.3	79.6	0.1
30～39歳	100.0	29.5	70.4	0.1
40～49歳	100.0	26.7	73.2	0.1
50～59歳	100.0	23.6	76.3	0.2
60歳以上	100.0	22.8	77.2	0.0
60～64歳	100.0	27.4	72.6	0.0
65歳以上	100.0	16.1	83.9	-
(性別)				
男	100.0	35.9	63.9	0.1
女	100.0	10.0	89.9	0.0
平成 27 年	100.0	25.1	74.7	0.2

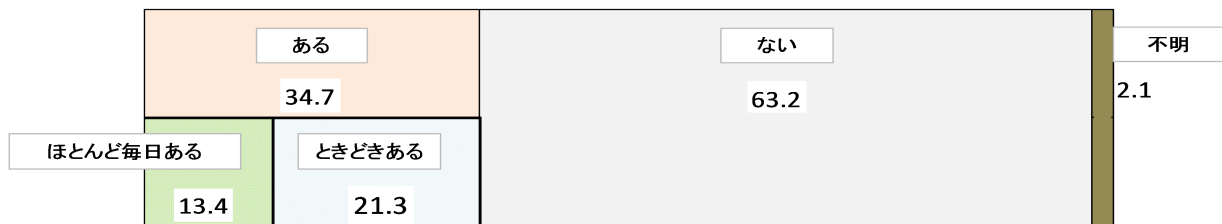
(2) 受動喫煙の状況

職場で他の人のたばこの煙を吸引すること(受動喫煙)があるとする労働者の割合は、「ほとんど毎日ある」の 13.4%、「ときどきある」の 21.3%を合わせて 34.7%[平成 27 年調査 32.8%]となっている(第 8 図、第 9 図、第 31 表)。

職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無についてみると、「不快に感じること、体調が悪くなることがある」とする労働者の割合は 18.8%[同 18.4%]となっている。これを「職場で受動喫煙がある」とした労働者でみると、「不快に感じること、体調が悪くなることがある」とする労働者の割合は 37.1%となっている。(第 8 図、第 32 表)

第 8 図 受動喫煙の状況(平成 28 年)

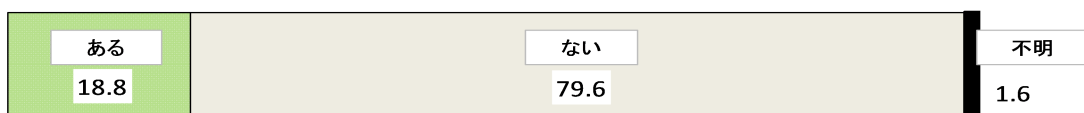
職場での受動喫煙の有無(労働者計=100%)



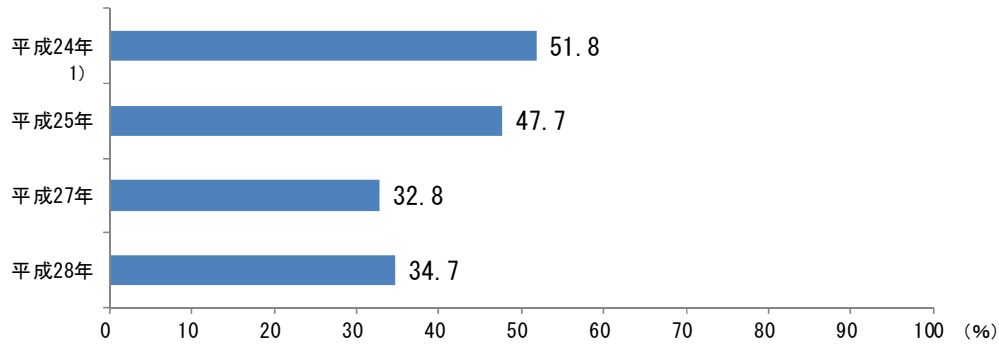
職場での受動喫煙に関して不快に感じること、
体調が悪くなることの有無
(職場での受動喫煙がある労働者=100%)



職場での受動喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無(労働者計=100%)



第9図 受動喫煙があるとする労働者割合の推移
(労働者計=100%)



注:1) 平成24年は労働者健康状況調査の結果による。

第31表 職場での受動喫煙の有無別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計	受動喫煙 がある	受動喫煙 がある		受動喫煙 がない	不明
			ほとんど毎日 ある	ときどきある		
平成28年	100.0	34.7	13.4	21.3	63.2	2.1
(年齢階級)						
20歳未満	100.0	54.4	24.5	29.9	45.6	-
20～29歳	100.0	38.4	12.7	25.7	61.3	0.2
30～39歳	100.0	37.9	17.6	20.3	60.9	1.2
40～49歳	100.0	32.8	11.2	21.5	66.0	1.3
50～59歳	100.0	35.0	14.3	20.7	64.3	0.7
60歳以上	100.0	23.3	7.1	16.2	61.6	15.0
60～64歳	100.0	24.5	7.6	16.8	64.9	10.7
65歳以上	100.0	21.7	6.3	15.3	56.9	21.4
(性別)						
男	100.0	40.6	17.9	22.7	57.8	1.6
女	100.0	26.2	6.9	19.3	71.0	2.8
(職場での喫煙)						
喫煙する	100.0	49.5	32.7	16.8	47.4	3.1
喫煙しない	100.0	29.7	6.9	22.8	68.6	1.7
不明	100.0	-	-	-	7.9	92.1
平成27年	100.0	32.8	12.2	20.6	66.6	0.6

第32表 職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計	不快に感じるこ と、体調が悪くな ることがある	不快に感じるこ と、体調が悪くな ることがある		不快に感じるこ と、体調が悪くな ることがない	不明
			よくある	たまにある		
平成28年	100.0	18.8	4.5	14.3	79.6	1.6
(年齢階級)						
20歳未満	100.0	25.4	4.1	21.3	74.6	-
20～29歳	100.0	16.8	4.2	12.6	83.1	0.1
30～39歳	100.0	19.5	4.4	15.1	79.4	1.1
40～49歳	100.0	19.1	4.4	14.7	79.5	1.4
50～59歳	100.0	20.2	5.6	14.6	79.2	0.6
60歳以上	100.0	15.7	2.9	12.8	75.4	8.9
60～64歳	100.0	19.7	2.5	17.2	77.7	2.6
65歳以上	100.0	9.9	3.5	6.4	72.1	18.0
(性別)						
男	100.0	19.0	4.7	14.3	80.3	0.7
女	100.0	18.5	4.2	14.3	78.6	2.8
(職場での喫煙)						
喫煙する	100.0	11.8	0.6	11.3	87.7	0.5
喫煙しない	100.0	21.2	5.9	15.3	77.0	1.8
不明	100.0	-	-	-	9.0	91.0
(受動喫煙の有無)						
ある	100.0	37.1	10.7	26.4	62.8	0.1
ほとんど毎日ある	100.0	35.2	13.6	21.5	64.8	0.1
ときどきある	100.0	38.3	9.0	29.4	61.6	0.0
ない	100.0	9.3	1.2	8.1	90.3	0.4
不明	100.0	3.6	0.2	3.4	33.7	62.7
平成27年	100.0	18.4	4.7	13.7	80.7	0.8

(3) 受動喫煙防止対策として望むこと

職場における受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定として職場に望むことがある労働者の割合は62.5% [平成27年調査57.6%]となっている。

喫煙場所の設定(単一回答)をみると、「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の場所は禁煙にすること」が39.2% [同36.0%]と最も多く、次いで「屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にすること」が26.2% [同28.6%]となっている。(第33表)

第33表 職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定)別労働者割合

(単位:%)

区 分	労働者計	職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定) (単一回答)							何も望むことはない	不明
		職場に望むことがある	禁煙場所の設定として	屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にすること	事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能とすること	事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外は禁煙にすること	事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の喫煙場所は禁煙にすること	左記以外の方法で、事業所内の喫煙可能場所と禁煙場所を区分すること		
平成28年 (年齢階級)	100.0	62.5	(100.0)	(26.2)	(24.3)	(39.2)	(5.1)	(5.2)	35.4	2.1
20歳未満	100.0	73.7	(100.0)	(36.0)	(14.7)	(32.9)	(8.2)	(8.2)	26.3	-
20～29歳	100.0	59.5	(100.0)	(21.1)	(25.4)	(46.8)	(3.4)	(3.1)	39.9	0.7
30～39歳	100.0	64.0	(100.0)	(24.9)	(24.9)	(41.5)	(4.1)	(4.6)	35.1	0.8
40～49歳	100.0	62.8	(100.0)	(25.0)	(25.4)	(39.0)	(5.5)	(5.2)	34.2	3.0
50～59歳	100.0	63.4	(100.0)	(31.0)	(23.1)	(34.2)	(6.6)	(5.1)	35.7	0.8
60歳以上	100.0	59.3	(100.0)	(31.0)	(20.6)	(32.9)	(4.8)	(10.6)	32.0	8.7
60～64歳	100.0	63.8	(100.0)	(30.4)	(20.7)	(36.5)	(4.5)	(7.9)	34.5	1.6
65歳以上	100.0	52.8	(100.0)	(32.0)	(20.5)	(26.6)	(5.4)	(15.4)	28.3	19.0
(性別)										
男	100.0	62.3	(100.0)	(24.9)	(21.3)	(41.5)	(6.4)	(5.9)	35.9	1.8
女	100.0	62.7	(100.0)	(28.1)	(28.7)	(36.0)	(3.1)	(4.1)	34.7	2.6
(受動喫煙の有無)										
ある	100.0	69.6	(100.0)	(23.9)	(21.9)	(39.6)	(7.8)	(6.9)	29.6	0.7
ほとんど毎日ある	100.0	69.4	(100.0)	(16.7)	(18.9)	(42.9)	(12.8)	(8.7)	29.6	1.0
ときどきある	100.0	69.8	(100.0)	(28.4)	(23.7)	(37.5)	(4.6)	(5.7)	29.6	0.5
ない	100.0	59.2	(100.0)	(27.9)	(26.4)	(38.5)	(3.1)	(4.1)	39.1	1.7
不明	100.0	43.0	(100.0)	(17.9)	(4.3)	(60.8)	(14.7)	(2.4)	20.9	36.1
平成27年	100.0	57.6	(100.0)	(28.6)	(21.9)	(36.0)	(7.4)	(6.1)	41.6	0.7

また、職場における受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外で職場に望むことがある労働者の割合は55.8%[同 50.8%]となっている。

禁煙場所の設定以外に望む内容(複数回答)をみると、「喫煙可能区域を事業所内に掲示等して周知すること」が52.1%[同 54.2%]と最も多く、次いで「喫煙可能区域において、たばこの煙を低減する装置(空気清浄装置)を設置すること」が47.6%[同 48.1%]となっている。(第34表)

第34表 職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定以外)別労働者割合

区 分	労働者計	受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外で職場に望むことがある	何も望むことはない	不明
平成28年 (年齢階級)	100.0	55.8	41.2	2.9
20歳未満	100.0	65.5	34.5	-
20～29歳	100.0	52.7	45.8	1.5
30～39歳	100.0	58.0	41.3	0.7
40～49歳	100.0	56.1	39.9	4.0
50～59歳	100.0	58.5	40.0	1.5
60歳以上	100.0	47.4	40.6	12.0
60～64歳	100.0	50.5	46.4	3.1
65歳以上	100.0	43.0	32.2	24.9
(性別)				
男	100.0	54.0	43.4	2.6
女	100.0	58.5	38.1	3.4
(受動喫煙の有無)				
ある	100.0	60.1	38.5	1.4
ほとんど毎日ある	100.0	59.0	39.8	1.3
ときどきある	100.0	60.8	37.7	1.5
ない	100.0	54.2	43.2	2.7
不明	100.0	36.2	26.8	37.0
平成27年	100.0	50.8	47.9	1.3

(単位:%)

区 分	職場に望む受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外で	職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定以外)(複数回答) ²⁾									
		喫煙可能区域を事業所内に掲示等して周知すること	喫煙可能区域において、たばこの煙を低減する装置(空気清浄装置)を設置すること	喫煙可能区域において、一定以上の換気(粉じん・換気量)が70・3mg/立方メートル(喫煙席数)立方メートル以上は	喫煙可能区域に設置した機器(屋外排気装置、空気清浄装置等)を定期的にメンテナンスすること	喫煙室の出入口の気流又は浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度等を定期的に測定すること	定期的な説明会に安全衛生担当者等が参加すること	喫煙者に対する健康指導(たばこの害に対する教育や禁煙指導)を実施すること	喫煙可能な時間の制限(禁煙タイムの設定など)を実施すること	左記以外で何らかの対策を実施すること	
平成28年 (年齢階級)	[55.8]	100.0	52.1	47.6	19.7	35.0	13.8	10.4	27.5	22.5	7.7
20歳未満	[65.5]	100.0	13.8	55.4	30.0	5.7	2.8	2.2	27.0	10.9	22.5
20～29歳	[52.7]	100.0	49.4	53.5	23.0	41.2	13.9	10.5	22.8	20.8	5.6
30～39歳	[58.0]	100.0	57.2	49.3	18.8	34.7	10.5	8.0	22.5	19.1	8.1
40～49歳	[56.1]	100.0	50.4	48.8	20.3	36.2	15.8	9.9	23.8	22.5	7.2
50～59歳	[58.5]	100.0	50.7	44.1	17.0	31.3	15.2	12.6	38.6	25.3	8.0
60歳以上	[47.4]	100.0	54.1	34.2	20.8	32.5	13.1	14.3	35.9	30.8	10.1
60～64歳	[50.5]	100.0	48.6	38.6	25.2	38.9	14.2	15.9	35.3	30.5	7.5
65歳以上	[43.0]	100.0	63.5	26.6	13.3	21.5	11.3	11.5	36.9	31.3	14.7
(性別)											
男	[54.0]	100.0	52.6	48.7	19.8	36.1	12.4	10.5	26.0	20.6	7.9
女	[58.5]	100.0	51.5	46.1	19.4	33.7	15.6	10.2	29.4	25.1	7.4
(受動喫煙の有無)											
ある	[60.1]	100.0	52.9	47.4	16.8	34.0	11.9	10.7	25.7	21.6	11.8
ほとんど毎日ある	[59.0]	100.0	56.9	50.2	14.7	29.7	11.7	12.3	24.8	18.9	15.5
ときどきある	[60.8]	100.0	50.4	45.6	18.1	36.6	11.9	9.7	26.3	23.3	9.5
ない	[54.2]	100.0	51.7	47.9	21.5	36.0	15.2	10.4	28.8	22.8	5.3
不明	[36.2]	100.0	51.9	37.5	16.1	21.2	1.9	0.1	14.1	35.3	3.9
平成27年	[50.8]	100.0	54.2	48.1	14.7	34.6	11.7	8.5	27.0	25.1	7.8

注:1) []は、全労働者のうち「受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外で職場に望むことがある労働者」の割合である。

2) 平成27年調査の「職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定以外)(複数回答)」は選択肢の表現が一部異なるため、比較には注意が必要である。

3 有害業務への従事の有無及び特殊健康診断の受診状況に関する事項

過去1年間に常時従事する場合に特殊健康診断が必要な「鉛業務」、「有機溶剤業務」又は「放射線業務」のいずれかの業務に常時従事した労働者の割合は3.3%となっている。

過去1年間の特殊健康診断の受診状況を有害業務の種類(複数回答)別にみると、「鉛業務」が99.5%、「有機溶剤業務」が95.9%、「放射線業務」が93.7%となっている。(第35表)

第35表 過去1年間に常時従事した有害業務の種類及び特殊健康診断受診の有無別労働者割合
(過去1年間に常時従事する場合に特殊健康診断が必要な業務)

(単位:%)

区分	労働者計	右記の有害業務に常時従事していた	有害業務の種類(複数回答)									左記の有害業務に従事してなかった	不明
			鉛業務			有機溶剤業務			放射線業務				
			従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ²⁾		従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ²⁾		従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ²⁾			
	あり	なし		あり	なし		あり	なし					
平成28年 (就業形態別)	100.0	3.3	0.2 (100.0)	(99.5)	(0.5)	2.3 (100.0)	(95.9)	(4.1)	1.1 (100.0)	(93.7)	(6.3)	92.3	4.4
正社員	100.0	3.9	0.2 (100.0)	(99.4)	(0.6)	2.7 (100.0)	(95.6)	(4.4)	1.4 (100.0)	(93.2)	(6.8)	91.9	4.2
契約社員	100.0	2.1	0.5 (100.0)*	(100.0)*	(-)*	1.2 (100.0)	(94.6)	(5.4)	0.9 (100.0)*	(100.0)*	(-)*	95.4	2.5
パートタイム労働者	100.0	0.7	0.0 (100.0)*	(100.0)*	(-)*	0.7 (100.0)	(100.0)	(-)	0.0 (100.0)*	(100.0)*	(-)*	92.8	6.5
臨時・日雇労働者	100.0	0.1	0.1 (100.0)*	(100.0)*	(-)*	- (-)	(-)	(-)	- (-)	(-)	(-)	90.9	9.0
派遣労働者	100.0	5.3	- (-)	(-)	(-)	5.1 (100.0)	(100.0)	(-)	0.3 (100.0)*	(100.0)*	(-)*	92.5	2.2

注:1)「従事した」には、特殊健康診断受診の有無不明が含まれる。
2)過去1年間の受診状況による。

また、現在の職場で、現在あるいは過去において常時従事していた場合に特殊健康診断が必要な「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「石綿等を取り扱う業務」又は「粉じん作業」のいずれかの業務に従事した労働者の割合は3.2%となっている。

過去1年間に実施した「粉じん作業」以外の特殊健康診断の受診状況を有害業務の種類(複数回答)別にみると、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」が86.5%、「石綿等を取り扱う業務」が81.4%となっている。「粉じん作業」の特殊健康診断の受診状況をじん肺健康診断区分(複数回答)別にみると、過去3年間に実施した「3年に1回の粉じん定期健康診断の対象者」が84.6%、過去1年間に実施した「1年に1回の粉じん定期健康診断の対象者」が71.7%、過去1年間に実施した「就業時、定期外又は離職時の粉じん健康診断の対象者(過去1年間)」が52.9%となっている。(第36表)

第36表 現在あるいは過去に常時従事した有害業務の種類及び特殊健康診断受診の有無別労働者割合
(現在あるいは過去において常時従事していた場合に特殊健康診断が必要な業務)

区分	労働者計	右記の有害業務に常時従事したことがある	有害業務の種類(複数回答)					
			特定化学物質を製造し又は取り扱う業務			石綿等を取り扱う業務		
			従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ³⁾		従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ³⁾	
	あり	なし		あり	なし			
平成28年 (就業形態別)	100.0	3.2	1.5 (100.0)	(86.5)	(13.5)	0.5 (100.0)	(81.4)	(18.6)
正社員	100.0	3.8	1.8 (100.0)	(86.5)	(13.5)	0.6 (100.0)	(83.8)	(16.2)
契約社員	100.0	2.0	1.3 (100.0)	(92.0)	(8.0)	0.4 (100.0)*	(42.6)*	(57.4)*
パートタイム労働者	100.0	0.6	0.2 (100.0)*	(78.3)*	(21.7)*	0.0 (100.0)*	(100.0)*	(-)*
臨時・日雇労働者	100.0	-	- (-)	(-)	(-)	- (-)	(-)	(-)
派遣労働者	100.0	6.6	1.6 (100.0)	(77.0)	(23.0)	0.1 (100.0)*	(100.0)*	(-)*

(単位:%)

区分	有害業務の種類(複数回答)									左記の有害業務に常時従事したことがない	不明
	粉じん作業						就業時、定期外又は離職時のじん肺健康診断の対象者(過去1年間)				
	3年に1回のじん肺定期健康診断の対象者			1年に1回のじん肺定期健康診断の対象者							
	従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ⁴⁾		従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ³⁾		従事した ¹⁾	特殊健康診断の受診 ³⁾			
	あり	なし		あり	なし		あり	なし			
平成28年 (就業形態別)	0.6 (100.0)	(84.6)	(15.4)	1.0 (100.0)	(71.7)	(28.3)	0.1 (100.0)	(52.9)	(47.1)	86.5	10.3
正社員	0.7 (100.0)	(84.7)	(15.3)	1.2 (100.0)	(73.2)	(26.8)	0.1 (100.0)	(39.1)	(60.9)	85.7	10.6
契約社員	0.4 (100.0)*	(100.0)*	(-)*	0.3 (100.0)*	(93.8)*	(6.2)*	0.2 (100.0)*	(100.0)*	(-)*	92.1	5.9
パートタイム労働者	0.1 (100.0)*	(76.2)*	(23.8)*	0.3 (100.0)*	(92.6)*	(7.4)*	- (-)	(-)	(-)	88.8	10.6
臨時・日雇労働者	- (-)	(-)	(-)	- (-)	(-)	(-)	- (-)	(-)	(-)	43.2	56.8
派遣労働者	2.1 (100.0)*	(72.6)*	(27.4)*	3.4 (100.0)	(27.2)	(72.8)	0.4 (100.0)*	(74.8)*	(25.2)*	83.9	9.5

注:1)「従事した」には、特殊健康診断受診の有無不明が含まれる。
2)じん肺健康診断は、粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。
3)過去1年間の受診状況による。
4)過去3年間の受診状況による。

付 属 統 計 表

- 付表1 リスクアセスメントの実施の有無及び実施内容別事業所割合
- 付表2 リスクアセスメントの結果の活用の有無及び活用内容別事業所割合
- 付表3 リスクアセスメントを実施していない理由別事業所割合
- 付表4 メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合
- 付表5 禁煙・分煙以外の取組の有無及び取組内容別事業所割合
- 付表6 職場の受動喫煙防止の取組における問題の有無及び問題の内容別事業所割合
- 付表7 熱中症予防対策の取組の有無及び取組の内容別事業所割合

付表1 リスクアセスメントの実施の有無及び実施内容別事業所割合

区分	事業所計	リスクアセスメントを 実施している	実施内容(複数回答)							左記以外の 事項	不明	リスクアセ スメントを 実施してい ない	不明
			作業に用い る機械の危 険性に関す る事項	作業に用い る化学物質 の危険性 に関する事項	腫瘍のおそ れのある作 業に関する 事項	熱中症予防 に着目した 暑い場所 での作業に 関する事項	高所からの 墜落・転落 に関する事 項	交通事故に 関する事項	不明				
平成28年 (事業所規模)	100.0	46.5 (100.0)	(63.2)	(31.3)	(43.9)	(52.5)	(34.3)	(56.5)	(15.8)	(0.1)	51.2	2.3	
1,000人以上	100.0	74.4 (100.0)	(67.9)	(75.2)	(58.2)	(48.7)	(50.4)	(41.0)	(20.0)	(0.4)	25.2	0.4	
500～999人	100.0	72.6 (100.0)	(68.7)	(62.8)	(49.9)	(47.4)	(44.2)	(38.5)	(30.5)	(0.2)	27.2	0.2	
300～499人	100.0	71.6 (100.0)	(71.0)	(52.6)	(64.6)	(45.8)	(40.7)	(39.7)	(19.2)	(-)	27.8	0.7	
100～299人	100.0	67.6 (100.0)	(63.6)	(41.8)	(55.4)	(49.9)	(39.5)	(49.6)	(21.6)	(0.4)	31.4	1.0	
50～99人	100.0	61.9 (100.0)	(66.5)	(33.3)	(51.0)	(45.1)	(34.6)	(48.8)	(15.7)	(-)	36.8	1.2	
30～49人	100.0	50.3 (100.0)	(62.2)	(31.5)	(48.8)	(55.3)	(35.8)	(58.3)	(14.9)	(0.1)	46.5	3.2	
10～29人 (産業)	100.0	41.9 (100.0)	(62.5)	(28.9)	(39.7)	(53.8)	(33.1)	(58.8)	(15.2)	(0.2)	55.8	2.4	
農業、林業(林業に限る。)	100.0	85.7 (100.0)	(94.0)	(5.2)	(22.5)	(77.2)	(47.2)	(37.5)	(30.0)	(-)	14.3	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	65.2 (100.0)	(95.0)	(32.9)	(45.3)	(77.0)	(78.3)	(69.1)	(16.3)	(-)	34.0	0.7	
建設業	100.0	75.6 (100.0)	(84.1)	(35.1)	(44.3)	(92.1)	(87.9)	(76.9)	(15.7)	(-)	23.2	1.2	
製造業	100.0	61.6 (100.0)	(90.0)	(51.4)	(41.9)	(50.6)	(34.4)	(34.4)	(9.7)	(0.3)	37.2	1.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	86.7 (100.0)	(70.4)	(47.9)	(37.3)	(66.2)	(75.5)	(53.1)	(28.8)	(-)	12.6	0.7	
情報通信業	100.0	19.2 (100.0)	(30.6)	(9.2)	(39.7)	(36.7)	(24.6)	(63.5)	(19.6)	(2.3)	79.7	1.1	
運輸業、郵便業	100.0	66.3 (100.0)	(61.1)	(9.7)	(44.9)	(54.5)	(42.1)	(82.9)	(14.6)	(0.0)	32.0	1.6	
卸売業、小売業	100.0	38.7 (100.0)	(56.0)	(26.0)	(45.3)	(48.4)	(27.5)	(61.2)	(11.9)	(0.0)	59.1	2.3	
金融業、保険業	100.0	26.4 (100.0)	(3.2)	(2.1)	(8.2)	(9.6)	(0.3)	(83.2)	(15.1)	(2.0)	71.6	2.0	
不動産業、物品賃貸業	100.0	39.1 (100.0)	(40.8)	(20.8)	(33.7)	(63.3)	(38.5)	(68.4)	(16.3)	(1.5)	59.4	1.5	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	38.3 (100.0)	(65.3)	(41.1)	(39.9)	(56.0)	(44.8)	(65.1)	(17.7)	(-)	61.5	0.1	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	36.4 (100.0)	(75.9)	(37.6)	(33.6)	(51.5)	(14.0)	(34.7)	(17.2)	(0.0)	58.5	5.2	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	33.9 (100.0)	(63.7)	(30.6)	(43.8)	(43.4)	(39.5)	(54.2)	(13.6)	(0.1)	65.1	1.0	
教育、学習支援業	100.0	25.9 (100.0)	(23.5)	(23.8)	(11.8)	(32.9)	(14.7)	(58.3)	(33.4)	(-)	72.2	2.0	
医療、福祉	100.0	47.2 (100.0)	(31.2)	(22.2)	(62.1)	(29.7)	(3.8)	(45.9)	(26.9)	(-)	48.6	4.1	
複合サービス業	100.0	37.0 (100.0)	(44.5)	(11.7)	(39.9)	(42.5)	(13.0)	(88.6)	(25.8)	(-)	62.1	0.9	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	54.3 (100.0)	(65.9)	(41.7)	(44.6)	(66.1)	(49.6)	(63.0)	(14.8)	(0.1)	45.5	0.2	

付表2 リスクアセスメントの結果の活用の有無及び活用内容別事業所割合

(単位:%)

区分	リスクアセスメントを実施している事業所計 ¹⁾	活用内容(複数回答)					その他	特に活用していない	不明		
		安全衛生委員等での調査審議	作業又は作業環境の改善	リスクアセスメントの結果に基づき労働環境の改善等を行うための実施するの計画の策定と実施	管理監督者への教育研修・情報提供	労働者への教育研修・情報提供					
平成28年	[46.5]	100.0	86.1	(100.0)	(31.6)	(64.1)	(19.6)	(74.9)	(3.8)	8.9	5.0
(事業所規模)											
1,000人以上	[74.4]	100.0	96.5	(100.0)	(71.9)	(85.4)	(50.7)	(71.0)	(5.9)	2.7	0.7
500～999人	[72.6]	100.0	95.3	(100.0)	(69.6)	(75.3)	(43.0)	(78.3)	(5.6)	2.9	1.8
300～499人	[71.6]	100.0	98.6	(100.0)	(69.7)	(78.9)	(36.8)	(73.2)	(3.2)	0.3	1.1
100～299人	[67.6]	100.0	96.6	(100.0)	(65.3)	(68.4)	(33.4)	(72.5)	(4.8)	1.6	1.8
50～99人	[61.9]	100.0	91.9	(100.0)	(58.7)	(69.5)	(26.2)	(73.7)	(3.3)	5.2	2.8
30～49人	[50.3]	100.0	86.4	(100.0)	(29.9)	(66.5)	(19.5)	(75.8)	(5.2)	8.1	5.5
10～29人	[41.9]	100.0	83.4	(100.0)	(20.7)	(61.3)	(15.8)	(75.2)	(3.4)	10.8	5.8
(産業)											
農業、林業(林業に限る。)	[85.7]	100.0	95.0	(100.0)	(19.3)	(72.5)	(20.9)	(78.7)	(4.1)	2.1	2.9
鉱業、採石業、砂利採取業	[65.2]	100.0	91.1	(100.0)	(40.6)	(83.5)	(27.9)	(73.7)	(2.4)	6.6	2.3
建設業	[75.6]	100.0	92.7	(100.0)	(31.9)	(79.0)	(30.8)	(80.5)	(3.8)	5.7	1.6
製造業	[61.6]	100.0	88.3	(100.0)	(40.0)	(82.7)	(27.0)	(65.3)	(3.1)	8.1	3.6
電気・ガス・熱供給・水道業	[86.7]	100.0	98.3	(100.0)	(55.1)	(73.5)	(35.6)	(72.9)	(4.3)	0.6	1.1
情報通信業	[19.2]	100.0	90.4	(100.0)	(35.1)	(48.1)	(18.4)	(25.7)	(4.2)	9.4	0.2
運輸業、郵便業	[66.3]	100.0	94.1	(100.0)	(32.6)	(62.8)	(21.9)	(87.7)	(2.2)	2.9	3.0
卸売業、小売業	[38.7]	100.0	83.2	(100.0)	(31.3)	(55.8)	(17.3)	(75.4)	(3.2)	13.5	3.4
金融業、保険業	[26.4]	100.0	81.0	(100.0)	(37.5)	(19.2)	(5.4)	(77.8)	(7.0)	7.1	11.9
不動産業、物品賃貸業	[39.1]	100.0	93.4	(100.0)	(23.8)	(55.6)	(15.6)	(78.4)	(5.5)	4.9	1.7
学術研究、専門・技術サービス業	[38.3]	100.0	82.4	(100.0)	(31.9)	(66.8)	(23.6)	(83.2)	(9.0)	12.0	5.6
宿泊業、飲食サービス業	[36.4]	100.0	79.8	(100.0)	(24.5)	(59.0)	(7.8)	(66.5)	(3.8)	7.8	12.4
生活関連サービス業、娯楽業	[33.9]	100.0	73.4	(100.0)	(21.3)	(62.4)	(6.2)	(71.5)	(0.2)	15.9	10.7
教育、学習支援業	[25.9]	100.0	80.7	(100.0)	(14.8)	(37.5)	(5.2)	(73.1)	(0.1)	16.8	2.5
医療、福祉	[47.2]	100.0	81.7	(100.0)	(24.0)	(49.7)	(12.7)	(77.2)	(6.7)	10.3	7.9
複合サービス事業	[37.0]	100.0	88.2	(100.0)	(50.9)	(52.0)	(24.0)	(76.3)	(3.2)	8.9	2.8
サービス業(他に分類されないもの)	[54.3]	100.0	90.5	(100.0)	(34.8)	(71.1)	(22.2)	(73.2)	(3.9)	5.0	4.5

注:1) []は、全事業所のうちリスクアセスメントを実施している事業所]の割合である。

付表3 リスクアセスメントを実施していない理由別事業所割合

(単位:%)

区分	リスクアセスメントを実施していない事業所 計1)	実施していない理由 (複数回答)						その他	不明
		十分な知識 を持った人 材がいない ため	実施方法が 判らないた め	労働災害が 発生してい ないため	法令を守っ ていけば十 分なため	危険な機械 や有害な化 学物質等を 使用してい ないため			
平成28年 (事業所規模)	100.0	26.2	21.6	17.0	11.5	57.3	12.6	4.4	
1,000人以上		6.6	2.8	3.4	2.3	82.1	15.8	1.0	
500～999人		14.4	7.3	4.2	4.9	68.3	18.2	2.3	
300～499人		10.3	5.6	3.4	10.2	71.3	10.9	2.7	
100～299人		21.3	14.0	12.6	6.6	61.4	12.2	4.8	
50～99人		21.2	17.3	10.6	13.1	65.7	8.2	3.3	
30～49人		27.7	21.3	16.8	11.7	57.1	11.3	4.8	
10～29人		26.7	22.4	17.9	11.6	56.4	13.2	4.4	
(産業)									
農業、林業(林業に限る。)		33.6	31.1	8.2	22.8	21.3	36.9	4.1	
鉱業、採石業、砂利採取業		41.7	24.2	17.6	21.5	26.6	17.3	3.4	
建設業		34.8	15.3	19.2	15.2	38.1	16.4	8.7	
製造業		38.3	26.3	20.9	16.7	40.4	11.6	3.9	
電気・ガス・熱供給・水道業		18.3	14.4	16.2	12.2	54.7	25.9	3.1	
情報通信業		12.2	9.2	19.4	8.7	79.4	5.1	5.3	
運輸業、郵便業		25.4	14.2	13.7	10.4	59.0	15.9	1.9	
卸売業、小売業		27.8	29.1	17.8	14.6	57.5	12.1	4.2	
金融業、保険業		5.7	5.6	7.8	1.4	75.6	10.1	6.0	
不動産業、物品賃貸業		20.9	8.0	21.3	8.7	64.4	15.4	4.7	
学術研究、専門・技術サービス業		8.9	10.4	18.1	11.8	69.7	16.8	4.1	
宿泊業、飲食サービス業		32.3	21.7	15.9	9.5	49.7	11.3	4.9	
生活関連サービス業、娯楽業		22.1	18.7	22.3	13.7	62.7	8.6	4.0	
教育、学習支援業		25.6	20.5	21.2	9.4	69.6	9.1	2.8	
医療、福祉		26.5	24.1	14.3	7.2	56.6	15.1	4.7	
複合サービス事業		16.1	11.4	5.9	8.5	60.6	21.3	6.1	
サービス業(他に分類されないもの)		19.9	14.5	14.9	11.8	63.2	17.3	2.9	

注:1) []は、全事業所のうち「リスクアセスメントを実施していない事業所」の割合である。

付表4 メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

区分	事業所計	取メンタルヘルス対策に 取り組んでいる事業所	取組内容(複数回答)											その他	不明					
			全メンタルヘルス対策について 調査した事業所	メンタルヘルス対策の 実施状況を調査した事業所	メンタルヘルス対策の 実施計画を策定した事業所	メンタルヘルス対策の 実施状況を調査した事業所	メンタルヘルス対策の 実施状況を調査した事業所	メンタルヘルス対策の 実施状況を調査した事業所	メンタルヘルス対策の 実施状況を調査した事業所	メンタルヘルス対策の 実施状況を調査した事業所	メンタルヘルス対策の 実施状況を調査した事業所	メンタルヘルス対策の 実施状況を調査した事業所	メンタルヘルス対策の 実施状況を調査した事業所			メンタルヘルス対策の 実施状況を調査した事業所	メンタルヘルス対策の 実施状況を調査した事業所	メンタルヘルス対策の 実施状況を調査した事業所	メンタルヘルス対策の 実施状況を調査した事業所	
平成25年 (事業所規模)	100.0	56.6 (100.0)	(26.9)	(16.3)	(25.8)	(38.2)	(29.2)	(11.6)	(26.6)	(31.2)	(62.3)	(17.9)	(35.5)	(4.0)	(2.8)	(12.3)	(15.1)	(7.5)	41.5	2.0
1,000人以上	100.0	100.0 (100.0)	(77.3)	(61.7)	(66.4)	(81.7)	(77.0)	(64.9)	(66.1)	(55.2)	(93.7)	(78.2)	(85.1)	(5.2)	(7.6)	(30.8)	(40.2)	(5.2)	-	-
500～999人	100.0	99.8 (100.0)	(68.1)	(42.9)	(60.7)	(68.1)	(63.7)	(44.0)	(56.7)	(41.3)	(95.4)	(56.4)	(72.0)	(3.5)	(7.0)	(19.7)	(30.1)	(2.7)	0.2	-
100～499人	100.0	99.2 (100.0)	(67.0)	(35.3)	(57.2)	(63.0)	(59.9)	(39.9)	(57.7)	(41.3)	(96.5)	(51.1)	(65.4)	(3.0)	(4.8)	(18.9)	(23.7)	(1.1)	0.3	0.4
100～299人	100.0	96.1 (100.0)	(55.6)	(24.6)	(48.0)	(47.7)	(41.1)	(20.9)	(46.0)	(30.8)	(91.0)	(30.1)	(45.5)	(3.1)	(3.5)	(16.1)	(18.5)	(1.3)	3.1	0.8
50～99人	100.0	85.2 (100.0)	(49.1)	(22.0)	(39.8)	(42.0)	(31.9)	(16.4)	(37.0)	(34.8)	(83.9)	(18.3)	(39.3)	(2.1)	(3.7)	(17.3)	(16.0)	(2.6)	14.7	2.2
30～49人	100.0	62.5 (100.0)	(22.6)	(11.6)	(22.5)	(37.8)	(27.5)	(10.6)	(22.7)	(31.5)	(52.8)	(15.2)	(31.1)	(5.4)	(1.1)	(11.8)	(16.7)	(7.0)	35.3	2.2
10～29人	100.0	48.3 (100.0)	(17.5)	(14.2)	(19.4)	(35.1)	(26.2)	(8.3)	(21.4)	(29.8)	(54.8)	(15.4)	(33.2)	(4.1)	(2.8)	(10.4)	(13.6)	(9.8)	49.4	2.3
(産業)																				
農業、林業(林業に限る。)	100.0	43.8 (100.0)	(15.6)	(5.7)	(22.4)	(37.4)	(15.8)	(3.9)	(14.2)	(32.1)	(37.7)	(4.5)	(20.9)	(8.1)	(2.2)	(2.9)	(7.2)	(4.0)	53.5	2.7
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	51.4 (100.0)	(25.0)	(19.1)	(29.9)	(44.4)	(31.1)	(17.1)	(24.4)	(41.6)	(51.8)	(16.2)	(28.2)	(8.7)	(4.0)	(19.4)	(12.4)	(1.9)	44.1	4.5
建設業	100.0	51.0 (100.0)	(27.2)	(21.1)	(25.0)	(41.6)	(31.2)	(11.2)	(24.2)	(45.5)	(47.6)	(13.8)	(29.6)	(6.7)	(4.6)	(16.1)	(14.6)	(7.2)	45.5	3.5
製造業	100.0	52.4 (100.0)	(34.0)	(17.1)	(32.4)	(70.1)	(29.3)	(12.1)	(24.4)	(36.6)	(62.5)	(16.1)	(35.0)	(4.6)	(3.3)	(13.0)	(12.0)	(4.2)	45.9	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	90.0 (100.0)	(52.5)	(44.3)	(30.6)	(70.1)	(64.4)	(36.8)	(50.3)	(48.2)	(89.0)	(48.0)	(53.7)	(3.1)	(8.4)	(21.4)	(32.5)	(4.2)	9.2	0.8
情報通信業	100.0	72.1 (100.0)	(32.1)	(17.8)	(36.4)	(41.0)	(33.1)	(13.2)	(34.6)	(26.0)	(64.2)	(28.7)	(42.7)	(6.3)	(4.7)	(9.8)	(18.6)	(5.9)	26.0	1.8
運輸業、郵便業	100.0	70.0 (100.0)	(34.6)	(17.4)	(24.9)	(38.5)	(31.4)	(12.6)	(26.6)	(39.6)	(71.3)	(14.3)	(35.7)	(6.4)	(3.3)	(12.6)	(14.0)	(3.8)	29.4	0.6
卸売業、小売業	100.0	52.5 (100.0)	(27.9)	(16.0)	(23.6)	(35.9)	(30.4)	(10.0)	(27.6)	(26.7)	(67.0)	(19.3)	(35.5)	(5.0)	(3.9)	(14.9)	(16.2)	(7.8)	45.2	2.3
金融業、保険業	100.0	86.9 (100.0)	(31.7)	(20.4)	(33.1)	(54.0)	(51.8)	(24.3)	(41.2)	(32.0)	(82.7)	(36.0)	(48.1)	(2.4)	(2.6)	(9.6)	(31.9)	(6.4)	13.1	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	61.5 (100.0)	(17.0)	(12.4)	(16.7)	(38.4)	(22.6)	(6.2)	(34.9)	(22.5)	(65.7)	(20.0)	(24.6)	(6.3)	(2.9)	(7.5)	(11.6)	(7.2)	37.0	1.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	58.9 (100.0)	(26.6)	(25.5)	(27.0)	(47.4)	(30.7)	(17.8)	(29.4)	(27.4)	(62.2)	(40.3)	(45.0)	(4.5)	(0.1)	(10.2)	(16.6)	(11.0)	40.7	0.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	40.9 (100.0)	(13.3)	(10.4)	(18.7)	(29.2)	(18.7)	(11.5)	(18.1)	(31.4)	(49.5)	(12.9)	(24.4)	(0.0)	(0.2)	(12.7)	(14.2)	(12.1)	55.5	3.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	49.9 (100.0)	(16.6)	(14.1)	(19.7)	(33.0)	(21.5)	(4.7)	(23.2)	(27.0)	(55.3)	(16.1)	(30.3)	(5.1)	(3.5)	(9.9)	(9.3)	(10.2)	46.8	3.3
教育、学習支援業	100.0	53.7 (100.0)	(21.8)	(12.5)	(19.2)	(46.4)	(29.3)	(11.4)	(18.5)	(26.1)	(63.3)	(11.6)	(35.4)	(1.9)	(1.9)	(8.3)	(12.4)	(7.1)	44.7	1.6
医療、福祉	100.0	62.3 (100.0)	(22.7)	(13.0)	(26.2)	(35.9)	(23.7)	(9.6)	(23.1)	(28.5)	(51.0)	(13.1)	(39.4)	(1.3)	(1.2)	(10.3)	(9.8)	(10.4)	36.3	1.4
複合サービス事業	100.0	94.3 (100.0)	(25.9)	(15.4)	(21.9)	(40.2)	(34.4)	(12.7)	(34.5)	(38.8)	(89.7)	(25.3)	(46.1)	(3.4)	(4.8)	(14.6)	(20.1)	(4.6)	5.3	0.4
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	67.3 (100.0)	(30.7)	(20.0)	(30.6)	(42.7)	(28.5)	(10.5)	(30.8)	(28.3)	(67.1)	(19.5)	(35.5)	(4.3)	(2.1)	(9.3)	(19.3)	(5.4)	32.1	0.6

付表5 禁煙・分煙以外の取組の有無及び取組内容別事業所割合

区分	受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所割合	禁煙・分煙以外の取組内容(複数回答)										不明			
		禁煙・分煙以外の取組をしている	喫煙可能区域を標示している	喫煙可能区域において、空気清浄装置(空気清浄機)を設置している	喫煙可能区域において、換気設備(天井ファン、排気機等)を設置している	喫煙可能区域において、定期的メンテナンスを実施している	喫煙可能区域の出入り口に換気設備(換気機等)を設置している	喫煙可能区域の出入り口に空気清浄機を設置している	喫煙可能区域の出入り口に空気清浄機を設置している	定期的な点検・清掃を実施している	喫煙可能区域の出入り口に換気設備(換気機等)を設置している		喫煙可能区域の出入り口に空気清浄機を設置している		
平成28年	[85.8]	100.0	44.3	(100.0)	(48.1)	(25.6)	(7.6)	(21.5)	(2.4)	(2.5)	(18.0)	(18.6)	(10.0)	39.5	16.2
(事業所規模)	[99.4]	100.0	79.8	(100.0)	(51.6)	(49.2)	(29.8)	(48.4)	(20.5)	(18.3)	(51.5)	(27.1)	(13.0)	12.4	7.8
1,000人以上	[98.1]	100.0	75.5	(100.0)	(44.6)	(43.2)	(18.4)	(44.4)	(11.9)	(11.7)	(34.7)	(23.0)	(9.1)	15.2	9.3
300～499人	[93.7]	100.0	67.1	(100.0)	(44.6)	(37.4)	(16.0)	(36.4)	(6.7)	(8.6)	(36.9)	(19.4)	(9.3)	22.7	10.2
100～299人	[96.9]	100.0	64.1	(100.0)	(50.1)	(33.4)	(11.1)	(32.8)	(4.3)	(6.0)	(21.6)	(22.4)	(7.2)	22.3	13.5
50～99人	[94.0]	100.0	57.1	(100.0)	(52.5)	(30.8)	(6.4)	(28.5)	(5.0)	(3.0)	(15.9)	(19.5)	(9.6)	30.4	12.5
30～49人	[90.5]	100.0	48.1	(100.0)	(49.4)	(20.5)	(7.7)	(19.1)	(2.0)	(2.2)	(19.3)	(17.4)	(12.0)	36.0	16.0
10～29人	[83.0]	100.0	39.5	(100.0)	(46.7)	(24.2)	(7.0)	(18.4)	(1.4)	(1.7)	(16.9)	(18.1)	(9.8)	43.4	17.1
(産業)	[75.1]	100.0	33.4	(100.0)	(43.4)	(13.7)	(6.5)	(12.1)	(-)	(3.6)	(24.0)	(3.8)	(12.9)	49.6	17.0
農業、林業(林業に限る。)	[71.8]	100.0	44.4	(100.0)	(37.5)	(34.2)	(11.8)	(24.2)	(0.7)	(9.1)	(26.0)	(2.3)	(14.8)	38.5	17.0
鉱業、採石業、砂利採取業	[79.2]	100.0	48.9	(100.0)	(45.4)	(32.8)	(9.6)	(27.4)	(3.6)	(2.4)	(17.8)	(7.3)	(7.4)	35.9	15.2
建設業	[85.9]	100.0	54.9	(100.0)	(46.6)	(21.9)	(8.7)	(19.7)	(1.1)	(3.8)	(14.8)	(35.8)	(8.4)	29.8	15.2
製造業	[98.4]	100.0	76.9	(100.0)	(50.2)	(36.1)	(22.9)	(42.6)	(16.7)	(8.8)	(46.0)	(18.5)	(8.7)	15.1	8.0
電気・ガス・熱供給・水道業	[95.3]	100.0	46.8	(100.0)	(40.2)	(43.7)	(12.1)	(37.3)	(10.7)	(0.8)	(20.4)	(18.2)	(3.9)	39.8	13.3
情報通信業	[84.5]	100.0	56.4	(100.0)	(42.3)	(28.3)	(4.0)	(23.8)	(1.5)	(2.6)	(37.9)	(10.4)	(8.0)	29.4	14.2
運輸業、郵便業	[86.2]	100.0	42.5	(100.0)	(49.7)	(22.5)	(9.0)	(19.5)	(2.2)	(0.4)	(14.0)	(16.4)	(10.7)	40.0	17.5
卸売業、小売業	[96.9]	100.0	52.5	(100.0)	(41.7)	(22.9)	(6.0)	(30.7)	(2.2)	(13.6)	(46.5)	(22.2)	(18.3)	38.0	9.6
金融業、保険業	[92.5]	100.0	38.6	(100.0)	(49.8)	(31.3)	(12.9)	(30.7)	(2.2)	(0.1)	(10.4)	(14.5)	(12.4)	45.5	15.9
不動産業、物品賃貸業	[92.5]	100.0	44.5	(100.0)	(48.1)	(40.9)	(12.6)	(30.7)	(3.4)	(2.2)	(20.2)	(12.6)	(12.2)	39.3	16.2
学術研究、専門・技術サービス業	[76.8]	100.0	42.9	(100.0)	(53.3)	(21.3)	(7.4)	(21.3)	(0.2)	(0.4)	(7.8)	(19.0)	(8.4)	38.3	18.7
宿泊業、飲食サービス業	[84.0]	100.0	45.9	(100.0)	(51.1)	(32.2)	(4.7)	(31.6)	(2.4)	(0.1)	(15.9)	(7.7)	(7.6)	36.0	18.1
生活関連サービス業、娯楽業	[85.1]	100.0	30.8	(100.0)	(69.0)	(18.6)	(3.0)	(11.6)	(2.6)	(2.1)	(19.0)	(8.7)	(10.8)	54.9	14.3
教育、学習支援業	[89.9]	100.0	25.9	(100.0)	(48.1)	(19.4)	(1.5)	(5.4)	(0.1)	(3.5)	(15.1)	(22.6)	(14.5)	56.1	18.0
医療、福祉	[96.2]	100.0	42.4	(100.0)	(47.2)	(21.0)	(12.1)	(18.8)	(3.6)	(2.8)	(22.6)	(15.3)	(16.1)	39.4	18.2
複合サービス事業	[87.9]	100.0	54.9	(100.0)	(47.7)	(32.7)	(7.4)	(27.1)	(7.1)	(3.4)	(15.5)	(13.7)	(8.4)	32.7	12.4
サービス業(他に分類されないもの)															

注:1) []は、全事業所のうち「受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所」の割合である。

付表6 職場の受動喫煙防止の取組における問題の有無及び問題の内容別事業所割合

(単位:%)

区分	事業所計	問題がある	問題の内容(2つ以内の複数回答)								特に問題がない	不明	
			がす受動喫煙防止の取組に 得られない理由に 関係ない	受動喫煙防止の取組が 困難な理由	受動喫煙防止の取組が 困難な理由	受動喫煙防止の取組が 困難な理由	受動喫煙防止の取組が 困難な理由	受動喫煙防止の取組が 困難な理由	受動喫煙防止の取組が 困難な理由	受動喫煙防止の取組が 困難な理由			
平成28年 (事業所規模)	100.0	41.8 (100.0)	(22.6)	(29.7)	(33.6)	(24.3)	(12.5)	(10.7)	(2.9)	(5.4)	(6.1)	54.4	3.8
1,000人以上	100.0	54.7 (100.0)	(39.6)	(50.9)	(24.1)	(12.8)	(7.3)	(4.9)	(-)	(0.5)	(8.0)	45.1	0.3
500～999人	100.0	52.3 (100.0)	(37.0)	(44.7)	(26.2)	(9.9)	(4.1)	(4.3)	(1.1)	(0.1)	(7.4)	45.2	2.6
300～499人	100.0	47.7 (100.0)	(32.5)	(54.7)	(25.6)	(10.8)	(9.0)	(4.4)	(0.5)	(2.8)	(7.7)	51.0	1.3
100～299人	100.0	49.1 (100.0)	(28.8)	(46.2)	(33.6)	(13.9)	(8.3)	(5.3)	(2.7)	(2.8)	(4.9)	47.8	3.0
50～99人	100.0	45.5 (100.0)	(28.6)	(37.1)	(31.9)	(24.9)	(6.5)	(9.7)	(2.1)	(4.4)	(4.2)	51.3	3.2
30～49人	100.0	42.8 (100.0)	(21.2)	(31.1)	(36.5)	(25.6)	(13.1)	(9.9)	(3.1)	(4.6)	(6.5)	53.1	4.2
10～29人	100.0	40.5 (100.0)	(21.3)	(26.6)	(33.4)	(25.1)	(13.8)	(11.6)	(3.1)	(5.9)	(6.3)	55.6	3.9
(産業)													
農業・林業(林業に限る。)	100.0	45.7 (100.0)	(23.7)	(23.2)	(27.9)	(25.0)	(18.7)	(11.3)	(4.1)	(10.6)	(6.5)	51.6	2.7
鉱業・採石業、砂利採取業	100.0	43.2 (100.0)	(29.9)	(23.2)	(36.5)	(24.5)	(12.1)	(4.0)	(3.5)	(9.6)	(5.7)	50.9	5.8
建設業	100.0	50.9 (100.0)	(28.7)	(25.9)	(29.9)	(21.4)	(11.9)	(9.4)	(2.8)	(7.1)	(5.5)	47.0	2.1
製造業	100.0	44.7 (100.0)	(27.6)	(33.5)	(28.4)	(20.5)	(13.5)	(8.2)	(3.3)	(5.2)	(6.9)	51.2	4.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	37.6 (100.0)	(30.4)	(52.8)	(15.5)	(13.3)	(5.4)	(14.2)	(-)	(1.4)	(7.4)	60.0	2.4
情報通信業	100.0	29.4 (100.0)	(19.9)	(38.0)	(23.7)	(26.8)	(16.3)	(10.8)	(0.8)	(4.3)	(4.7)	69.8	0.8
運輸業・郵便業	100.0	48.0 (100.0)	(28.8)	(38.3)	(16.0)	(26.4)	(11.3)	(16.0)	(2.4)	(7.5)	(6.3)	47.4	4.7
卸売業・小売業	100.0	41.9 (100.0)	(17.3)	(29.9)	(29.8)	(24.1)	(15.5)	(14.4)	(4.0)	(5.1)	(4.9)	54.5	3.6
金融業・保険業	100.0	35.8 (100.0)	(32.9)	(51.1)	(13.6)	(35.6)	(5.1)	(11.5)	(0.1)	(0.2)	(2.9)	62.6	1.6
不動産業・物品賃貸業	100.0	41.6 (100.0)	(21.5)	(34.5)	(27.7)	(26.1)	(7.6)	(9.7)	(1.6)	(10.3)	(2.8)	55.8	2.7
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	40.6 (100.0)	(21.1)	(32.7)	(22.4)	(24.9)	(11.6)	(14.3)	(0.7)	(5.8)	(10.4)	58.0	1.4
宿泊業、飲食サービス業	100.0	49.4 (100.0)	(19.9)	(17.7)	(60.7)	(31.8)	(8.4)	(7.6)	(2.0)	(1.8)	(4.5)	45.6	4.9
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	47.9 (100.0)	(12.7)	(25.3)	(59.6)	(18.1)	(13.2)	(8.1)	(1.2)	(3.8)	(6.4)	50.4	1.7
教育、学習支援業	100.0	19.8 (100.0)	(28.5)	(21.5)	(30.3)	(9.0)	(17.6)	(15.4)	(6.0)	(9.9)	(8.6)	76.9	3.3
医療、福祉	100.0	31.4 (100.0)	(25.9)	(26.1)	(34.8)	(20.1)	(14.2)	(6.0)	(3.8)	(7.3)	(11.6)	61.4	7.2
複合サービス事業	100.0	49.8 (100.0)	(18.4)	(31.8)	(23.0)	(33.7)	(19.3)	(14.2)	(1.4)	(6.4)	(2.8)	47.9	2.4
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	39.8 (100.0)	(22.2)	(38.5)	(23.2)	(25.4)	(9.2)	(10.3)	(3.6)	(8.2)	(5.0)	59.0	1.2

付表7 熱中症予防対策の取組の有無及び取組の内容別事業所割合

区分	屋外作業がある事業所計	取組んでいる	取組内容(複数回答)										取組んでいない	不明	
			にた屋 移り、の し早作 り朝業 して時 夕方間 を短縮 する時 間し	う通 常の取 組を 実施 する こと 以外 に、 必要 に応じて 作業 時間を 短縮 する こと も ある	風な 織を 使用 したり して 作業 環境 を改善 する こと も ある	をし涼 し い 環境 を整 え、 作業 時間 を短 縮す るこ とも ある	さ ら に 涼 し い 環境 を整 え、 作業 時間 を短 縮す るこ とも ある	を把朝 配禮し 、に て作 業調 理を 行う こと も ある	る者水 が分業 い、中 の場 の場 合は、 確認 して 労働 者の 体調 を調 理す ること も ある	慮対や高 しし健康 作業高 業圧な 断診症 など の場 合は、 有 病者 の診 断を 行う こと も ある	の労働 のため に教 育し 、熱 中症 の防 止に 努 める こと も ある	そ の 他			
平成28年 (事業所規模)	100.0	81.0	(100.0)	(20.1)	(8.9)	(35.7)	(49.9)	(19.7)	(43.3)	(44.5)	(9.9)	(60.0)	(9.0)	11.3	7.7
1,000人以上	100.0	87.6	(100.0)	(26.1)	(11.9)	(45.0)	(59.8)	(30.4)	(73.0)	(65.0)	(27.5)	(81.6)	(9.8)	2.6	9.8
500～999人	100.0	78.5	(100.0)	(18.3)	(12.4)	(38.8)	(60.9)	(24.0)	(63.2)	(58.8)	(16.0)	(80.8)	(12.8)	6.0	15.5
300～499人	100.0	88.9	(100.0)	(12.9)	(5.8)	(39.6)	(54.9)	(25.6)	(50.4)	(53.6)	(11.8)	(84.1)	(7.0)	7.2	3.9
100～299人	100.0	86.3	(100.0)	(16.9)	(3.7)	(39.8)	(54.1)	(20.7)	(50.4)	(43.1)	(9.0)	(67.7)	(14.4)	4.5	9.1
50～99人	100.0	85.2	(100.0)	(14.2)	(7.9)	(29.9)	(49.4)	(23.3)	(42.7)	(46.7)	(11.8)	(70.1)	(12.9)	1.8	13.0
30～49人	100.0	82.0	(100.0)	(21.2)	(6.6)	(34.8)	(48.9)	(19.5)	(47.7)	(44.1)	(12.4)	(66.9)	(11.9)	8.6	9.4
10～29人	100.0	79.8	(100.0)	(21.0)	(9.9)	(36.3)	(49.7)	(19.1)	(41.6)	(44.1)	(9.1)	(56.1)	(7.4)	13.6	6.5
(産業)	100.0	89.3	(100.0)	(40.4)	(9.8)	(14.6)	(28.2)	(16.9)	(49.7)	(42.3)	(8.5)	(81.3)	(7.3)	1.8	8.9
農業、林業(林業に限る。)	100.0	90.6	(100.0)	(23.6)	(6.8)	(35.8)	(62.9)	(16.0)	(51.7)	(52.4)	(10.1)	(66.2)	(2.6)	3.2	6.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	86.8	(100.0)	(22.4)	(14.4)	(51.9)	(65.3)	(38.6)	(62.1)	(69.0)	(20.1)	(82.1)	(4.2)	3.6	9.6
建設業	100.0	86.3	(100.0)	(16.8)	(5.7)	(53.5)	(59.2)	(15.4)	(42.0)	(46.5)	(7.5)	(59.0)	(11.4)	6.1	7.5
製造業	100.0	87.9	(100.0)	(27.8)	(13.7)	(23.1)	(51.1)	(18.4)	(73.2)	(54.3)	(16.8)	(78.7)	(10.9)	0.9	11.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	58.9	(100.0)	(12.5)	(6.0)	(17.0)	(31.7)	(18.8)	(90.3)	(31.6)	(5.7)	(41.0)	(10.6)	31.4	9.6
情報通信業	100.0	88.1	(100.0)	(12.8)	(5.7)	(27.4)	(48.8)	(13.5)	(48.7)	(38.0)	(7.3)	(68.8)	(8.6)	3.3	8.6
運輸業、郵便業	100.0	72.8	(100.0)	(18.6)	(7.1)	(31.4)	(46.7)	(15.4)	(37.7)	(32.2)	(4.1)	(36.6)	(10.3)	21.9	5.3
卸売業、小売業	100.0	68.1	(100.0)	(-)	(-)	(5.5)	(15.4)	(44.0)	(9.8)	(-)	(-)	(41.6)	(12.9)	23.7	8.2
金融業、保険業	100.0	84.8	(100.0)	(23.6)	(13.9)	(37.4)	(58.0)	(22.5)	(34.7)	(38.7)	(7.6)	(55.0)	(8.1)	11.6	3.6
不動産業、物品賃貸業	100.0	82.6	(100.0)	(27.1)	(11.0)	(26.6)	(59.1)	(27.4)	(51.1)	(41.5)	(10.0)	(61.8)	(15.6)	10.8	6.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	67.6	(100.0)	(10.4)	(3.3)	(15.8)	(36.2)	(7.6)	(13.9)	(44.9)	(10.1)	(48.0)	(8.1)	21.9	10.5
宿泊業、飲食サービス業	100.0	75.1	(100.0)	(33.0)	(12.5)	(24.5)	(38.7)	(14.4)	(20.0)	(37.3)	(2.3)	(49.8)	(7.6)	16.0	8.8
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	80.2	(100.0)	(34.8)	(2.9)	(33.8)	(33.1)	(-)	(9.1)	(24.6)	(3.0)	(45.9)	(12.3)	9.4	10.4
教育、学習支援業	100.0	80.8	(100.0)	(37.3)	(19.2)	(24.8)	(18.6)	(0.2)	(33.1)	(35.2)	(2.9)	(56.3)	(7.9)	16.9	2.3
医療、福祉	100.0	78.4	(100.0)	(4.7)	(5.4)	(18.5)	(27.4)	(18.2)	(39.1)	(34.5)	(3.1)	(66.1)	(13.2)	11.0	10.6
複合サービス事業	100.0	85.3	(100.0)	(18.2)	(5.2)	(30.1)	(51.7)	(20.7)	(46.6)	(44.9)	(16.6)	(66.3)	(12.1)	5.3	9.4

主な用語の説明

「正社員に対する雇入れ時教育」

新しく正社員を雇い入れたときに、当該業務に従事する労働者に対し、安全又は衛生のために行う教育をいう（労働安全衛生法第 59 条第 1 項）。

「正社員」

フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者（定年まで雇用される者も含める。）をいう。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）に対する雇入れ時教育」

新しく正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）を雇い入れたときに、当該業務に従事する労働者に対し、安全又は衛生のために行う教育をいう（労働安全衛生法第 59 条第 1 項）。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）」

正社員以外の契約社員、パートタイム労働者、臨時・日雇労働者をいう。

「契約社員」

フルタイム勤務で 1 か月を超える期間を定めて雇われている者をいう。

「パートタイム労働者」

一般労働者（フルタイム勤務で基幹業務を行う労働者）より 1 日の所定労働時間が短い、又は 1 週の所定労働日数が少ない者で、期間を定めずに又は 1 か月を超える期間を定めて雇われている者をいう。

「臨時・日雇労働者」

1 か月以内の期間を定めて雇われている者をいう。

「派遣労働者」

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者のうち、9 月及び 10 月の各月にそれぞれ 18 日以上就労している者をいう。

「派遣労働者に対する雇入れ又は受入れ時教育」

派遣労働者として新しく受け入れた派遣労働者に対する教育をいう。

労働者派遣事業を行う事業所においては、派遣労働者として新しく雇い入れた派遣労働者に対する教育をいう（労働安全衛生法第 59 条第 1 項及び第 2 項、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 45 条第 1 項）。

「リスクアセスメント」

利用可能な情報を用いて労働者の安全衛生に関する危険・有害要因を特定し、そのリス

クを見積もり、かつ、評価することによって、当該リスクが許容範囲か否かを判断し、リスクの大きいものから順にそのリスクを低減させていく手法をいう。

リスクアセスメントの実施が製造業、建設業等の事業者の努力義務（労働安全衛生法第28条の2、化学物質のうち労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるもののリスクアセスメントは全事業者の努力義務）であり、平成28年6月1日から一定の化学物質についてはリスクアセスメントの実施が事業者の義務となっている（労働安全衛生法第57条の3）。

「安全衛生委員会」

安全委員会（労働安全衛生法第17条（同法施行令第8条第1号業種の労働者数50人以上の事業所及び第2号業種の労働者数100人以上の事業所））及び衛生委員会（労働安全衛生法第18条（労働者数50人以上の事業所））を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいう（労働安全衛生法第19条）。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じている。

保安委員会、工場委員会などと呼ばれていても、安全衛生委員会等と目的と活動内容が同じで、事業所内に設置されていれば、その名称にかかわらず、安全衛生委員会等に該当する。

「メンタルヘルス対策」

事業所において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置のことをいう（労働安全衛生法第70条の2、労働者の心の健康の保持増進のための指針）。

「メンタルヘルス不調」

メンタルヘルス不調とは、精神及び行動の障害に分類される精神障害のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含むものをいう。

「事業所内の産業保健スタッフ」

メンタルヘルス対策が効果的に実施されるよう、労働者や管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルス対策の実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業所外資源（専門医療機関など）とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たす人々のことで、産業医、衛生管理者、事業所内の保健師等をいう。

「産業医」

労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいう（労働安全衛生法第13条（労働者数50人以上の事業所））。

「衛生管理者」

常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において、作業条件、施設等の衛生上の改善などの衛生に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいう。衛生管理者の免許を取得しているか、あるいは医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任されることになっている（労働安全衛生法第 12 条第 1 項）。

「衛生推進者」

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項（労働者数が 50 人以上の事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいう。一定の資格（経験）を有する人から選任されることになっている（労働安全衛生法第 12 条の 2（同法施行令第 2 条第 1 号業種及び第 2 号業種以外の事業所））。

「ストレスチェック」

労働者のストレスについて、調査票などを用いて現在の状況を把握し、本人に気づきを与えるためのものである。また、その結果を職場環境の改善に活用するものである。平成 27 年 12 月 1 日から、常時 50 人以上の労働者を使用する事業所ではストレスチェックの実施が事業者の義務となり、これ以外の事業所ではストレスチェックの実施が努力義務となっている（労働安全衛生法第 66 条の 10）。

「集団ごとの分析」

個人のストレスチェックの結果を一定の集団（部、課など）ごとに集計して、当該集団の特徴や傾向を分析することをいう。また、その結果を職場環境の改善に活用するものである。ストレスチェックを実施した場合は、集団ごとの分析を行うことが事業者の努力義務となっている（労働安全衛生規則第 52 条の 14）。

「職場復帰支援プログラム」

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたものをいう。具体的には、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等から構成される。

「地域産業保健センター（地域窓口）」

労働者数 50 人未満の小規模事業所では、産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理を行うことは困難な場合が多いため、こうした小規模事業所を支援するための機関をいう。

「産業保健総合支援センター」

産業医や衛生管理者などの事業所内の産業保健スタッフに対して、心の健康づくり対策についてのサービス（職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業所内の相談体制の支援等）を提供する機関をいう。「地域産業保健センター」が行う活動に対して専門的、技術的な支援を行っており、独立行政法人労働者健康安全機構が運営している。

「他の外部機関」

精神保健福祉センター、(一社)日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいう。

「労働安全衛生法(平成 27 年 12 月 1 日施行)に基づくストレスチェック」

労働安全衛生法第 66 条の 10、及びその関連法令に定められた要件に基づいて実施されたストレスチェックのことをいい、労働者 50 人未満の実施義務対象外の事業場で実施した場合も含む。

「労働安全衛生法(平成 27 年 12 月 1 日施行)によらず実施した事業所独自のストレスチェック」

労働安全衛生法第 66 条の 10、及びその関連法令に定められた要件によらずに、事業所独自に実施されたストレスチェックのことをいう。

「健康診断機関」

健康診断を実施している機関をいう。医療機関であるかどうか、健康診断を専門に実施している機関であるかを問わない。

「屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている」

建物内又は建物内に準じた場所(例えば車両など)を常に禁煙とし、事業所敷地内の屋外も常に禁煙としている場合をいう。

「事業所内の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている」

建物全部を禁煙とし、屋外のみ喫煙を可能としている場合をいう。

「喫煙室」

出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための屋外排気装置付きの部屋のことをいう。

「喫煙コーナー」

天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域のことをいう。

「喫煙可能区域」

屋外に設置した喫煙所、屋内に設置した喫煙室、喫煙コーナーなど従業員、顧客等が喫煙を許されている区域のことをいう。

「たばこの煙を低減する装置」

たばこの煙の成分の一部をフィルター等で除去して屋内で空気を循環させる空気清浄装置等の機器のことをいう。

「一定以上の換気」

喫煙可能区域において、浮遊粉じん濃度が 0.15mg/立方メートル以下又は 70.3×（喫煙席数）立方メートル/時間以上の換気措置を講じていることをいう。

「時間外・休日労働」

本調査の時間外・休日労働とは、休憩時間を除き、1週当たり 40 時間を超えた労働をいう。

1 か月当たりの時間外・休日労働時間の算定は、次の式により行う。

$$\begin{aligned} \text{1 か月当たりの時間外・休日労働時間} &= \\ & \text{1 か月の総労働時間(労働時間数+延長時間数+休日労働時間数)} - \\ & \left(\text{計算期間(1 か月間)の総暦日数} \div 7 \right) \times 40 \end{aligned}$$

「長時間労働者に対する医師による面接指導」

長時間の労働により疲労が蓄積し、健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じることをいう。

労働安全衛生法により、事業主は、①時間外・休日労働時間数が1か月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、医師による面接指導を実施することが義務づけられている（労働安全衛生法第 66 条の 8）。

また、②時間外・休日労働時間数が1か月当たり 80 時間を超える労働により疲労の蓄積が認められ又は健康上の不安を有している労働者及び③事業所において定められた基準に該当する労働者に対しては、医師による面接指導等の実施が努力義務となっている（労働安全衛生法第 66 条の 9）。

「高年齢労働者」

50 歳以上の労働者をいう。

「有害業務」

労働安全衛生関係法令に定める有害な業務及び作業方法や作業環境の管理が適切に行われないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務のうち、この調査では「鉛業務」、「有機溶剤業務」、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「石綿等を取り扱う業務」、「放射線業務」、「粉じん作業」をいう。

「鉛業務」

鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等をいう（労働安全衛生法施行令別表第 4 に掲げる業務）。

「有機溶剤業務」

屋内作業場等で、有機溶剤（アセトン、キシレン、トルエン等の労働安全衛生法施行令別表第 6 の 2 に掲げる物質）を製造し又は取り扱う業務をいう。

「特定化学物質」

ジクロロベンジジン、重クロム酸、ベンゼン等（労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる物質）をいう。

「石綿等を取り扱う業務」

石綿（石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物）を取り扱う業務をいう。

「放射線業務」

エックス線等電離放射線の発生を伴う装置の使用又は検査の業務や放射性物質を装備している機器を取り扱う業務や坑内における核原料物質の掘採の業務等をいう（労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる業務）。

「粉じん作業」

岩石の裁断、研磨加工、粉状物質の袋詰め及び混合等じん肺にかかるおそれがあると認められる作業（じん肺法施行規則別表に掲げる作業）をいう。

「特殊健康診断」

有害業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ時、当該業務への配置替え時及び定期的に行う健康診断をいう。また、「有所見者」とは、健康診断の結果、異常所見が認められた労働者をいう（労働安全衛生法第66条第2項）。

「じん肺健康診断」

じん肺（粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病）の予防及び健康管理のために実施する胸部臨床検査、肺機能検査等の健康診断をいう（じん肺法第8条）。

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	健康診断の頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2、3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

「GHSラベル」

GHS分類（隔年ごとに改訂）に該当する化学品に表示することとされているラベルをいう（労働安全衛生法第57条）。

「GHS分類」

国連が平成15年7月に勧告した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」における分類をいい、危険有害性がある全ての化学物質が一定の基準に従ってクラス又は区分ごとに分かれている。

ただし、成形品は除かれており、また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農

薬等については、原則GHSでは表示の対象とされていない。

(GHS: The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略)

「危険有害性がある化学物質」

「GHS分類」において危険有害性のクラス又は区分の付いている化学物質をいい、平成24年4月1日から、譲渡提供者に安全データシート(SDS (Safety Data Sheet))の交付が努力義務とされている(労働安全衛生規則第24条の15)。

「安全データシート(SDS)」

化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいう。

なお、SDSは、平成23年度までは一般に「MSDS(化学物質等安全データシート)」と呼ばれていたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一され、JIS Z 7253においても「SDS」とされている。

「労働安全衛生法第57条に該当する化学物質」

爆発性の物、発火性の物、引火性の物等、労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物質として、譲渡提供者に容器に危険有害性を表示することが義務付けられている化学物質をいう。

「労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質」

労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物として、譲渡提供者に安全データシート(SDS)の交付が義務付けられている化学物質をいう。

「カウンセラー等」

事業所において、個々の労働者に対してメンタルヘルス対策(心の健康対策)を実施する担当者をいう。例えば、精神保健福祉士、臨床心理士や産業カウンセラーなどをいう。

「セクハラ」

職場のセクシュアルハラスメントのことで、「労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること。また、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなり、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいう。

「パワハラ」

職場のパワーハラスメントのことで、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいう。